



副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ホームページに掲載 (10月7日)
→ [P36](#) に関連記事



財務局長会議を開催 (10月7日)
→ [P28](#) に関連記事

目次

【トピックス】

- 「主要行における自己査定と検査結果との格差」について…………… 2
- 事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業等の監督等にわたっての留意事項について」）の一部改正について…………… 2
- ヤミ金融業者等による不正な預金口座等の利用をなくすための金融庁の対応について…………… 3
- IOSCOによる信用格付機関と証券アナリストに関する原則の公表について…………… 4
- 竹中大臣の東アジア経済サミット等出席について…………… 5

【金融ここが聞きたい！～特別編～】 竹中金融担当大臣インタビュー…………… 6

【公認会計士法改正特集】

- ☆ 特別座談会 公認会計士法改正をめぐって…………… 10
- ☆ 法令解説 公認会計士法の一部を改正する法律…………… 20

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 「リレーションシップバンキングの機能強化計画のとりまとめ」について…………… 28
- ☆ 財務局長会議の開催について…………… 28
- ☆ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」についての広報活動…………… 29

【海外最新金融事情】

- 10年目を迎えた保険監督者国際機構（IAIS）—シンガポール総会を終えて—…………… 30

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：証券取引等監視委員会…………… 33

【お知らせ】…………… 36

【9月の主な報道発表等】…………… 37



【トピックス】

「主要行における自己査定と検査結果との格差」について

昨年10月30日に公表された金融再生プログラムにおいて、主要行の自己査定と検査結果の格差について、集計ベースで定期的に公表し、各行に格差の是正を求めることとなりました。これを受けて、9月9日に本年6月までに実施した検査について、集計ベースの結果を取りまとめ、公表しました。今回の公表は、昨年11月8日の初回公表に続き、2回目となります。

金融庁（平成12年6月までは金融監督庁）は、平成12年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対しては、現在、3巡目の検査を行っています。

今回新たに公表したのは、2巡目検査（主要行全12行）と3巡目検査のうち実施済みのもの（主要行11行中4行）について集計した数値です。

公表に当たっては、貸出金分類額（貸出金のうち回収に懸念があるものの合計額）と償却・引当額（対象決算期の直接償却額と貸倒引当額の合計額）のそれぞれについて、自己査定の数値が検査の結果どの程度増えたかを増加率として集計ベースで示しました。1巡目からの貸出金分類額の増加率は、1巡目35.9%、2巡目10.1%、3巡目6.0%となっており、償却・引当額の増加率は、1巡目47.1%、2巡目14.2%、3巡目8.7%となっています。

このように、1巡目検査以降、自己査定と検査結果の格差は、貸出金分類額、償却・引当額ともに、集計ベースで見ると、傾向として着実に縮小しており、主要行において自己査定の質的向上が図られ、厳格な資産査定が浸透しつつあるものと考えています。

今後ともこうした流れが、自己責任に基づく自己査定において着実に定着していくことが重要であり、そのためにも、当局として、引き続き検査において厳正な検証を行って参りたいと考えています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「主要行における自己査定と検査結果との格差について」（平成15年9月9日）](#)を、更に昨年11月の初回公表については、同じく「報道発表など」から[「主要行における自己査定と検査結果との格差について」（平成14年11月8日）](#)及び[「主要行における自己査定と検査結果との格差」について（広報コーナー）（PDFファイル）](#)にアクセスしてください。

事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業等の監督等に当たっての留意事項について」の一部改正について

去る6月30日、証券取引等監視委員会よりインターネットによる証券取引について、作為的相場形成となる注文や、仮名・借名による注文等、違法又は不適切な顧客注文を排除するための適正な売買管理体制、顧客管理体制を証券会社に構築させるための適切な措置を講ずる必要がある、との建議が金融庁に対して行われました。

この建議は、証券取引等監視委員会の検査により、インターネット取引を行う複数の証券会社において、顧客の注文がシステムを通して自動的に市場に発注されるというインターネット取引の非



対面性に起因する違法又は不適切な注文を受託しているケースが複数認められたことによるものです。

金融庁では、この建議を受けて、証券会社における売買管理体制、顧客管理体制の適正性を確保させる観点から、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」、「金融機関の証券業務に関する内閣府令」及び事務ガイドラインの一部改正を行い、パブリックコメント等所要の手続きを経て9月30日より施行しています。

「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」（「金融機関の証券業務に関する内閣府令」）においては、第10条（第27条）「業務の状況につき是正を加えることが必要な場合」として「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分ではないと認められる状況」を加えました。

また、事務ガイドラインにおいては3-11に以下の規定を追加しました。

- ① 「顧客の不正取引の防止のための売買管理について」を追加し、証券会社における売買管理構築にあたっての留意事項を規定
- ② 「本人確認の徹底」を追加し、本人確認の徹底の観点からの証券会社における顧客管理にあたっての留意事項を規定
- ③ 個人顧客が空売りの価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条第2号（個人投資家が50単位以内の信用売りを行う場合の価格制限の適用除外）に規定する適用除外となる取引に該当しない等空売り規制の趣旨の周知を図るよう規定

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）」の一部改正について（平成15年9月12日）](#)にアクセスしてください。

ヤミ金融業者等による不正な預金口座の利用をなくすための 金融庁の対応について

近時、ヤミ金融業者等による預金口座を利用した違法な取立てや、架空請求書を送りつけて、振込みを請求するなど、金融機関の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっています。このため、金融庁は次のような取り組みを行うとともに、平成15年9月12日付で事務ガイドラインの改正を行いました。

※ 事務ガイドラインの内容について、詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正について（平成15年9月12日）](#)にアクセスしてください。

- (1) 金融機関に対して、適切な口座管理に一層努めるとともに、預金者等の本人確認（本人確認法）や、預金等が犯罪等による収益である疑いがある場合などの所定の届出（組織的犯罪処罰法）について、厳正かつ適切な対応をとるよう態勢整備を含め要請する。
- (2) 金融機関に対して、口座名義人不存在の場合、口座の譲渡等が行われた場合、法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合等には、預金取引停止、預金口座解約が迅速かつ適切に行われるよう要請する。また、金融機関等に対して預金口座解約等の実績に関する定期的な情報開示を要請する。
- (3) 政府広報や金融庁ホームページ等を活用して預金口座の不正利用について注意喚起するとと



もに、金融機関に対しても預金者等に対する注意喚起のための広報活動を要請する。

- (4) 一部の県で先行実施されているヤミ金融等被害対策会議を他県でも設置・拡充の上、金融機関や業界団体に対して、同会議への参加を要請するとともに、同会議等においてヤミ金融、架空請求等に係る口座の情報を受け付ける。
- (5) 金融庁、財務局に寄せられた架空請求等預金口座の、不正利用に関する情報について、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該金融機関及び警察当局へ速やかに情報を提供する。

IOSCOによる信用格付機関と証券アナリストに関する原則 の公表について

1. IOSCOとは何か

IOSCOは、世界102の国と地域の証券監督当局などがメンバーになっている国際的な機構であり、証券監督者国際機構の略称です（通常「イオスコ」と呼ばれます）。

IOSCOは、証券規制に関する原則や指針といった国際的なルールの策定などの活動を行っており、金融庁や証券取引等監視委員会は、こうしたIOSCOの活動に積極的に参画しています。

なお、IOSCOの原則は、一般に証券規制に関する指針（ガイダンス）を示すものですが、メンバー国に対する法的拘束力を持つものではありません。

※ IOSCOの沿革・組織・原則などについては、最近、金融庁のホームページにおける説明を拡充しましたので、「インフォメーション」のコーナーから[「国際機関関連情報」](#)にアクセスしてください。

2. IOSCOは最近どのような活動を行っているのか

(1) 2001年末の米国エンロン社などの企業破綻を契機として、コーポレート・ガバナンスの強化、監査人の独立性・監督の強化、ディスクロージャー、証券アナリストの規制強化などが、証券市場の基盤に関わるグローバルな課題として、国際的に広く議論されてきました。

IOSCOにおいても、先進国・地域から構成される専門委員会を中心に、こうした課題について活発な議論をしてきています。昨年10月には、監査人の独立性や監督などに関する原則を公表しています。

(2) IOSCOは、こうした活動の一環として、9月25日に、「信用格付機関の活動に関する原則」と「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」を公表しました。

3. IOSCOの信用格付機関原則はどのようなものか

(1) IOSCOが今回公表した「信用格付機関の活動に関する原則」では、信用格付機関の格付意見が証券市場に与え得る影響に照らし、信用格付機関の活動について、①格付プロセスの品質と誠実性、②独立性と利益相反、③格付開示の透明性と適時性、④秘密情報に関する4つの基本原則の下で、より詳細な合計18の原則が定められています。

(2) 例えば、②の独立性と利益相反については、「信用格付機関の格付決定は、政治的・経済的圧力からも、またその資本構成、事業・財務活動またはその従業員の金融上の利害による利益相反からも、独立かつ自由であるべきである。信用格付機関は、信用格付業務の独立性・客観性を損わ



せまたは損わせるように見える可能性のある活動・手続・関係をできる限り避けるべきである」との基本原則のもとで、4つの原則が定められています。

4. IOSCOの証券アナリスト原則とはどのようなものか

(1) IOSCOが今回公表した「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」では、証券会社に所属するいわゆるセルサイド証券アナリストの利益相反が、投資家保護に問題を生じさせるとの懸念から、①アナリストの証券取引及び金融上の利害関係、②会社の金融上の利害関係および事業上の関係、③アナリストの報告体系および報酬、④法令遵守システム及び経営幹部の責任、⑤外部からの影響、⑥開示（ディスクロージャー）の明瞭性・特定性・顕著性、⑦誠実性および倫理的行動、⑧投資家教育に関する8つの原則が定められています。

そして、これら原則を実施するための措置として、(ア) すべてのメンバーに適用されることが意図されている「中核的措置」(Core measures) と、(イ) メンバーによって適切かどうかは異なるが採用することがあり得る措置の例である「その他措置 (Other Measures)」が示されています。

(2) 例えば、③のアナリストの報告体系及び報酬については、「アナリストの報告体系と報酬枠組みは、利益相反及びその可能性を排除し、または厳しく制限するように構築されるべきである」との原則があげられています。そして、この原則に関する「中核的措置」として、例えば、「アナリストの報酬を特定の投資銀行取引に直接関連付けることを禁止する」などの措置が示されています。

※ IOSCOが今回公表した原則の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」における[「IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会による「信用格付機関の活動に関する原則」「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」の公表（平成15年9月30日）」](#)にアクセスしてください。

竹中大臣の東アジア経済サミット等出席について

竹中大臣は10月11日から14日にかけて、主にアジア諸国の政官財学界のリーダーを集めた東アジア経済サミット、及びシンガポール通貨監督庁(MAS)にて開催された国際アドバイザーパネル(注)に出席するためにシンガポールを訪問しました。

(注) シンガポールの金融行政に関する施策について先進国の金融界のリーダーからアドバイスを受けることを目的としてシンガポール通貨庁が設置している機関。

これらの会合において、竹中大臣は、日本及び東アジア経済の現状や見通しとともに、金融システム改革をはじめとした構造改革の進捗状況並びに今後の課題について説明を行った上で、構造改革を継続して改革の「芽」を「大きな木」に育てていくことの重要性を強調しました。

特に、シンガポール通貨庁での国際アドバイザーパネルにおいては、先進国の金融機関のCEOやシンガポール金融界のリーダーが列席する中、金融再生プログラムに基づき実施してきた我が国の金融システム改革の進捗状況や、我が国が現在取り組んでいる証券市場改革についてのスピーチを行い、参加者からは日本の取組みについて高い評価を受けました。

また、シンガポール通貨庁でのスピーチに先立ち、同国のリー・シェンロン副首相兼蔵相兼MAS議長と会談を行い、両国の経済・金融情勢について意見交換を行いました。

今回の訪問は、我が国とも深いつながりを持つアジア諸国の各界のリーダーやシンガポール政府要人に、金融システム改革の状況を含む我が国経済の現状について理解を深めてもらうことができたという点において、非常に有意義なものであったと考えます。



竹中金融担当大臣インタビュー

「アクセスFSA」では、毎号【金融ここが聞きたい！】のコーナーで、大臣の記者会見における質疑応答（Q&A）などの中から金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けしていますが、今月号では同コーナーの特別編として「竹中大臣インタビュー」をお送りします。金融行政へのご理解を深めていただく上でお役に立てれば幸いです。

※ 文中の下線部をクリックすると詳しい内容を見ることが出来ます。

※ 大臣の記者会見の質疑応答をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)にもアクセスしてみてください。



— 金融担当大臣に就任されて1年が経ち、今回留任されたわけですが、まず、これまでを振り返って、取り組みの成果として手ごたえを感じている点と、今後の課題についてお聞かせください。

「私は、就任当初から、日本の金融システムについて、危機的であるとは思っていない、しかし、完全な健康体であるとも思っていない、治すべきところは治さなければいけないと申し上げてきました。そのために就任早々策定したのが『[金融再生プログラム](#)』です。[不良債権問題](#)を抱えてしまった国では、やるべきことというのははっきりしていて、すなわち資産査定を厳格化であり、自己資本の充実であり、ガバナンスの強化です。もちろん、今までもそういう考えはあったわけですが、それをより整合的に徹底してやるのではないかとということで方策を取りまとめたのが

『金融再生プログラム』であるわけです。日本の金融部門、バブル崩壊後10数年間に渡っているような問題を抱えてきた、それを1年や2年で完全に解決できるとは思っておりません。『金融再生プログラム』の考え方というのは、だからこそまず主要行の、世界からも注目を集める大手行の不良債権比率を当面半分の4%台にすると、そのことに専念しようということなんですね。大手行の場合は正にグローバルな競争の中に晒されていて、グローバルな金融のネットワークに直結していて、そういった資金移動も直接に影響を受けるというような状況でありますから、ここはやはり数値目標を掲げて、厳しい不良債権処理を進めなければいけない。こうした不良債権問題の終結に向けた枠組みを作ったということが、非常に大きな前進であったと思います。

この枠組みに則って、不良債権を全部洗い出し、それを今度はオフバランス化していく、これを地道に実行することで、不良債権は明確に減少を始めて、今のペースで行くとあと1年半位で何とか目標を達成できるという目処がつきはじめました。まだ先ではありますけれども、出口がようやく見えてきたという状況だと思います。従って、この動きを加速して、不良債権問題の解決に向け金融再生プログラムをきちっと実行に移すことが金融行政の最重要課題です。

またこの他に、地域や中小の金融機関については、大手行とは異なる理念で地域に根ざした経営基盤を強化していく取り組みが始まったところです。し、[保険](#)や[証券](#)においては、包括的なプログラムが既に示されていて、制度整備も含めて一つ一つやってきている段階で、これをきちんと形に



していくことが必要です。このように、課題は多いわけですが、皆さんのご理解とご協力を得て、是非ともしっかり進めていきたいと思えます。」

— 次に、今のお話に沿っていくつかお伺いします。まず、大臣は『金融再生プログラム』を進めていく上で「ガバナンスの強化」と『産業と金融の一体的再生』が重要だと仰っていますが、詳しく教えてください。

「まず一点目の金融機関のガバナンスの強化についてですが、これは経営体質そのものの強化ですから、非常に幅広くて難しい問題で経営者にとってもそこで働いている方々にとっても大変なことだし、時間もかかるというのも事実でしょう。しかしそこは、方向をちゃんと明示して、いろいろな経営努力を重ねることによって、期待される良い結果を出していただきたいと思えます。

このため我々としては、金融機関に結果を出していただくような枠組みとして[監督のガイドライン](#)というものを持っています。具体的には、早め早めのアーリーウォーニングをしっかりとやっていく、また、公的資本増強行については、早期健全化法の枠組みの中でしっかりと収益目標を守っていただく。その際、[いわゆる3割ルール](#)といったものに基づいて、問題があれば必要に応じて業務改善命令を出す、その先にそれでも事態が改善しない場合は優先株から普通株への転換をすとか、そういったところまで踏まえた枠組みとなっております。これに沿って我々としては監督を行っていききたいと思うし、銀行においては改めて自らの経営力を強化して行ってもらいたい、それに尽きると思えます。

その際、経営強化のために銀行がどのような体制をとるかというのは、各行置かれた立場が違いますし、正に経営判断の問題ですから、我々監督する立場から良いとか悪いとかということをお互いに言う立場にはありません。これは経営者を先頭に本当に頑張っていただくしかないし、現に懸命に努力をしておられると思えます。しっかりとした結果を出すことがそれぞれの銀行のためであり、預金者や借り手企業のためであり、そして日本経済のためであるということだと思います。

二点目の『産業と金融の一体的再生』についてですが、不良債権処理というのは、金融機関のバランスシート調整ですが、その向こう側で産業・企業のバランスシート調整があります。言わば、コインの裏表の関係にあるわけで、その意味では金融と産業、経済の一体的な再生という観点が重要です。その意味で、不良債権比率の半減に向けてグッドスタートを切った中、現在各金融機関において企業の再生・再建に向けて努力が進んでいる点は非常に期待をしておりますし、評価をして

います。であるからこそ、その中身は非常にしっかりしたものでなければなりません。言葉を換えれば、それぞれ各企業の再建が結果的に先延ばしになるような問題先送り型の再建ではやはり真の再生ではありません。そうならないように各銀行にしっかりと抜本的な再生をやってもらうことが重要ですし、我々も検査・監督する立場からは、再建計画をしっかりと厳しく見て行かなければいけないと思っています。計画の評価は大変難しい面がありますから、金融庁としては検査局の中に外部の専門家も集めて[再建計画の検証チーム](#)も作っておりますので、検査・監督体制を総動員するような形でしっかりと対応していきたいと思えます。

ところで、不良債権処理をしてオフバランス化すると、それに伴って失業が非常にたくさん出るのではないかというような意見があります。ところが、実際に過去1年間を検証してみると、当初想定された失業の発生が半分位だったわけです。それはなぜかということ、つまり清算型ではなくて再生型にうまくたくさん持っていていける。それは、[私的整理ガイドライン](#)の存在があり、様々なそれを支えるようなスキームがあった。その意味で日本は金融の再生と産業の再生が非常にうまく絡み合ってきたと、そういう評価がむしろされていると思えます。非常に地道な取組みですが、そういう歯車が、私は回り始めているのだと思えます。そうした中、経済の再生、産業の再生を支える制度の一つとして、産業再生機構が作られています。この仕組みは今まさに立ち上がった段階ですが、産業と金融との一体再生の象徴として成果を出せるよう金融庁としても[産業再生機構との連携](#)をとっていききたいと思っています。」

— 次に、今のお話にも関連しますが、大手行についてある程度の見通しがついてきた中で、これから地域金融機関の活性化、経営強化にどのように取り組んでいかれますか。

「日本の金融システムが抱えている問題の中心がやはり主要行の不良債権問題であり、とにかくこの2年間は、主要行を対象とした『金融再生プログラム』に則ってこの問題の終結に集中しているわけですが、他方、地域金融機関の場合は、より特殊な事情を持ちながら地域に貢献しているわけで、そこは主要行との性格の違いを十分に認識しておくことが重要です。つまり、自らがそれぞれの地域の中で実情に応じた収益基盤を強化する中で、地域の活性化や企業の再生に貢献していただくことが実は問題の解決になって行くのだと、そういうふうに理解をしています。そのための自らに相応しい経営手法、我々は『[リレーシ](#)



ジョンシップバンキング』と呼んでおりますが、これを確立してもらいたいと考えています。もう少し専門的に言うと、これは金融審議会の報告に詳しく書かれておりますけれども、情報の非対称性が非常に大きいような地域に根差した金融の中では、それこそ経営者がどういう方であるかといった、定量化が困難な情報に基づいて地域の企業を再生し、自らも収益力を高めるという機能を発揮出来る素地があるわけで、そういった機能を生かしながら地元密着型の中で時間をかけてじっくりと地域金融機関としての強い営業基盤を持つ様な形を目指してほしいということです。そうした過程で一層収益力を高めて、不良債権処理も含め一層健全になっているという姿を想定しております。

このように申し上げますと、『上位の地銀はそれで良いが、地銀の下位行とか小さい信組においては、果たして経営強化が図れるのか』という意見もあると思うんですけども、そこはむしろ逆の場合もあると思うんですね、信金、信組で非常にきめ細かく地域に根差して、商圏は広くないけれども、非常に着実な商売をしておられるところというのは現実にありますよね。そこは実は地域金融機関というのは、大きさから内容から千差万別で、それで相応しいようなあり方というのを求めていると、これがまさにリレーションシップバンキングという考え方の原点です。

以上申し上げたような考え方の下、ここ2年位をリレーションシップバンキングの集中改善期間として、全国で626の地銀、信金、信組に、それぞれ収益基盤を強化するための取り組みを独自にまとめた『機能強化計画』を出してもらいました。これを総括して評価するというのはなかなか難しいですが、各地域、各金融機関で頑張っただ元との共生を目指した取り組みが見られるなという印象をもっています。こうしたプロセスは今始まったばかりですが、地域金融機関にはこの計画を通して非常に多様な質の違う競争をしていただいて、その中で切磋琢磨してお互いのビジネス基盤を強くしてもらいたいし、我々としてもしっかりとフォローしていきたいと考えています。」

一 不良債権問題の終結に向けた金融システムの改革を進める中で、地域や中小企業への金融の円滑化にはどのように取り組まれますか。

「基本的に、中小企業等を取り巻く金融環境は、依然として日本全体として厳しい状況にありますけれども、日銀の短観の数字などで見ると、不良債権処理が進む中で金融機関の貸出し態度等

は、実は改善をしており厳しくなっているということではないわけです。私はこのまましっかりと取り組みを続ければ問題を解決できるという意識が、今、共有されつつあるというふうに思っていますし、そんな中、金融庁としても、地域・中小企業への金融の円滑化について、各方面に渡り総合的な形で取り組んでいます。具体的に申し上げますと、

- ① 金融機関全般に対してですが、金融庁や地方の財務局から事あるごとに、実態に合わせて貸せるところにはしっかりと貸してほしいということに対する要請をさまざまな機会で行っておりますし、引き続き繰り返していきたいと思っています。また、地域金融機関に関しては、先程申し上げたりリレーションシップバンキングの機能強化において、借り手企業への問題解決型サービスの提供といった地域の企業の再生と金融機関の再生が一体として進行するような形での取り組みを推進しております。更に、早期健全化法に基づく資本増強行に関しては中小企業貸し出しの目標を立てており、この達成に努力をしているところです。
- ② 検査面での対応としては、中小企業の実態に即した検査を実施するため、金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]を昨年6月に作成して、この内容について、金融機関はもとより中小企業の皆さんなどにも説明を行っています。これをより実態に即したものであるよう現在改訂中ですが、これまで15年度中としていた作業のスケジュールを前倒しして、年末には改訂案を公表し、パブリック・コメントに付したいと考えています。
- ③ 中小企業など資金の借り手の方々の声を幅広くお聞きするため、昨年10月に『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』を設けておりまして、寄せられた情報を検査・監督に十分活用するよう進めておりますが、これを補完するため、財務局・財務事務所において、商工会議所等の協力を得て、中小企業から見た金融機関に関する具体的な問題点の情報を収集する『中小企業金融モニタリング』を実施していきます。

また、中小企業金融の状況について、借り手の立場からみた実態認識を把握するため、財務局において、中小企業金融の実情に通じている管内の団体等との意見交換を行う「中小企業金融懇話会（仮称）」を開催することとしています。意見交換の結果については、本庁において金融検査マニュアルの改訂等に反映させるほか、各金融機関の機能強化計



画の実施状況のフォローアップ等の監督行政に活用することなどを考えています。

- ④ なお、このような様々な取組みについて中小企業の皆さんや金融機関の現場に対して十分に浸透させていくことが重要です。先日、「中小企業金融」をテーマに[京都で行われたタウンミーティング](#)に私も出席いたしました。非常に有意義であったと思います。これからも、中小企業金融等をテーマとしたシンポジウムの開催やホームページ等を活用した広報の充実などの取組みに力を入れていきたいと考えています。」

一 不良債権問題の終結に向けた「金融再生プログラム」や、地域金融機関の体質強化、地域・中小企業金融の円滑化について、お伺いしてきましたが、最後に、金融システム改革のもう一つの大きな柱として、証券市場に対する取組みについてお伺いします。

「証券市場の構造改革については、『貯蓄から投資へ』の流れを加速するため、昨年の夏に取りまとめられた『[証券市場の改革促進プログラム](#)』でかなり語り尽くされていると思いますし、これを受けてかなり思い切った改革が実現したというのが現状だと思います。その中でも、特に[平成15年度の税制改正](#)において証券税制の抜本的な見直しを行い、特定口座を利用した実質的な源泉徴収制度の導入や、当面5年間ですが株式売買益や配当金の税率を一律10%に軽減するなど、投資家から見ると簡素・有利な制度になったことは私は非常に大きいと思います。この他にも、ディスクロージャーや[公認会計士監査の充実・強化](#)を図るなど、幅広い制度整備を行ってきたところで、証券取引等監視委員会の強化にも取り組んでおります。

株式市場の状況に良い方向が見え始めた今のような時期にこそ、貯蓄から投資への流れを一気に加速させる好機であり、大変重要な局面だというふうに思っています。そういう意味でも、私た

ちの今の役割というのは、今申し上げたプログラムに盛り込まれた方策をしっかりと実行に移し、この1年間続けてきた努力を浸透させ形にしていけることが何よりも重要だと思います。



今申し上げたことに関連しますが、内閣府のアンケート調査で、今まで証券会社に行った事がないという人が80%、これからも行く気がないという人が80%という数字が出ています。つまりこれは証券投資や投資信託がまだ一部の方々のものなのですね。ですから、証券人口を一気に増やし裾野を広げることが非常に重要なポイントだと思っています。今日本には1,400兆円の貯蓄資産がありますが、そのまま「預金から証券」ということでは言わばストックの移し替えにしか過ぎないわけで、証券人口の裾野を広げることは、毎年毎年新たな貯蓄が生み出される中で、これを証券市場に引き入れるために非常に大きな役割を果たすと考えています。証券人口を画期的に増やすための方法、例えば投資教育の充実など考えられますので、「証券市場の改革促進プログラム」を実行していく中でいろいろと工夫していきたいと思っております。」



★公認会計士法改正特集★～

※ 先の第156国会で「公認会計士法の一部を改正する法律」が成立しました。昭和23年に制定された公認会計士法は、昭和41年に監査法人制度の創設等の改正が行われて以来、ほぼ制度全般に及ぶ大幅な改正となり、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から公認会計士制度は大きく変わることになります。

そこでアクセスFSA第11号においては「公認会計士法改正特集」として、特別座談会「公認会計士法改正をめぐって」と法令解説を掲載します。公認会計士制度への理解を深めていただく上でお役に立てれば幸いです。

特別座談会 公認会計士法改正をめぐって

奥山 章雄 様 (日本公認会計士協会会長)
永嶋 久子 様 (株資生堂顧問)
平松 一夫 様 (関西学院大学学長) (五十音順)

【聞き手：羽藤秀雄 金融庁総務企画局企業開示参事官】



— 資本市場の活性化による経済社会の再生は、金融行政にとっての喫緊の課題となっております。特に、資本市場と企業経営の透明性及び信頼性の向上ということが不可欠であり、そのための制度的な環境の整備に金融庁として積極的に取り組んでいるところであります。

昨今、内外の企業経営にとっては監査の充実が重要な課題になっており、またそれは監査のみならず、企業会計、開示（ディスクロージャー）、更にはコーポレート・ガバナンスの強化のように、密接に関連する諸課題が広がりや深まりを見せています。今日は、公認会計士の監査制度について、それぞれのお立場からのお話をいただきたいと思っております。

そこで、まず、早速ですけれども、平松先生に企業経営や会計、監査を巡る内外の最近の環境、あるいは大きな流れということについて、お話をいただければと思います。

平松学長 一言で申しますと、今、我が国の企業や公認会計士等はグローバルな波に晒されていると言えます。とりわけ企業経営につきましてもは競争環境もグローバルに厳しいものになっております。会計と監査につきましても、やはり企業がグローバル化するに伴って、非常にグローバルな展開をしております。

そうした中で、我が国の企業は最近とりわけ大きな変化を求められています。それは、あまり良い表現ではないかもしれませんが、銀行その他の特定業種にあったような、いわゆる護送船団方式から、自己責任に基づいて企業が自らの力で、しかも透明性の高い形で企業経営をしていくことを求められているということです。

従いまして、企業のコーポレート・ガバナンスの仕組みについても、我が国でも法制度に修正が加えられましたし、企業の実態も変わっていかざるを得ないと思われまます。会計については、とりわけ象徴的であったのがアメリカのエンロン事件、ワールドコム事件といった、会計不信につな



がるような出来事でした。日本でも同じような状況が無くはないわけで、国内だけでなく国際的にも透明性の高い企業経営、あるいは世界に向けて、言わば尊敬されるような会計・監査の仕組みを我が国が作り上げていくべき過渡期にあるのではないかと思うのです。そういう意味で、企業や会計・監査の世界は今、非常に大きな環境変化に晒されているというふうに理解しております。

— 今お話にありましたように変革期、過渡期という中で、ちょうど公認会計士制度が生まれてから55年が経っているわけではありますけれども、この5月に国会で公認会計士法が改正されました。

この法改正の背景、あるいは今もお話がありましたけれども監査を巡る環境について、監査人のお立場からはどのようにお考えでしょうか。

奥山会長 実はこの直前に、日本取締役協会という中間法人の団体があるのですが、そこ主催のシンポジウムで、言わば時の経営者、オリックスの宮内さんとか、資生堂の弦間さんとか、日興コーディアルの金子さんとか、私とでやってきたわけです。私が基調レポーターで、経営と会計という話についてさせていただいたわけです。こういう一つのことを見てもお分かりの通り、従来では考えられなかったような会計に対する経営者の姿勢というものが変わってきたように思います。当然そこには適正な会計情報ということで、それを担保として支える監査人の立場というものも評価されて来たのだらうというふうに思います。

そういう監査あるいは会計というものを巡る環境は、数年前と大変、激変と言っても良いくらいに変わって、そういう意味では私共監査人としても社会に信頼される監査ということについて、本当にきちっと前向きで考えなければいけないと思うようになっております。

そういう中で今回の公認会計士法改正というのは、私共にとっては手厳しい中身を持っていますけれども、逆に社会からの期待ということを含めて、どのように考えた場合に、そこはきちっと受け止めて積極的に対応していくということが必要だらうというふうに思います。

— それでは、改正された公認会計士法の具体的な内容に従ってお話をお伺いして参ります。まず、今回の法改正の大きなポイントとして、公認会計士の使命と職責の規定が定められたということが挙げられています。

経済界、産業界のお立場からは、公認会計士の使命や職責についてはどのようにお考えでしょうか。

永嶋顧問 公認会計士につきましては、これまで使命や職責の規定が置かれていなかったと言いますが、私が関係している美容師についても、法律として、その使命は明確に規定されております。公認会計士に使命や職責の規定がこれまで無かったことの方が不思議に思っております。今回、この点について明記されましたことは非常に重要な意義があると思っております。

特に監査及び会計の専門家として独立した立場において、財務に関する情報、信頼性の確保を通じまして、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図ることによって、国民経済の健全な発展に寄与すると明確に使命に規定されましたことは、失礼ですが一般の方々にとってはあまり馴染みのない公認会計士という職業について、社会的意義に対する理解を深めることになり、また公認会計士自身の自覚を促すことにもなるものだと思っております。

— 今もお話がありましたけれども、法律の第一条で使命の規定が定められ、その中心が「財務情報の信頼性を確保する」ということですが、一口に「信頼性を確保する」と言いますが、いわゆる伝統的な会計監査の領域から業務監査と言われるような領域へと、例えば、コーポレート・ガバナンスであるとか、内部統制のような事項であるとか、監査人の立場としてはなかなか判断が難しい分野を対象とするようになってきているというふうに思います。この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

平松学長 公認会計士、あるいは会計監査人という立場からは、やはり会計監査が中心になるわけですが、それだけで財務情報の信頼性が確保されるわけではありません。公認会計士の監査は、当然のこととして業務監査をベースにしています。アメリカを参考にするだけでは駄目なのですが、あえてアメリカの場合を考えてみますと、アメリカという国はそういう会計不祥事等も先にたくさん経験している国ですから参考になることが多くあります。そのアメリカでは従来から内部統制を通して、企業内部で不正を起こさない仕組みを作ることに真剣に取り組んできました。それに基づいて公認会計士が監査するのであって、やはり財務情報の信頼性を確立するためのまず第



一の責任は経営者にあるという考え方が強くあるわけですね。しかもその上で外部・第三者の立場で、独立した会計士が監査するという仕組みを作ってきたわけです。これは非常に大事なことだと思います。

そういう意味では我々が財務情報の信頼性という場合に、単に会計監査というだけではなくて、企業全体のコーポレート・ガバナンスを含めて財務情報の信頼性を確保する企業内部の仕組みに依存しながら外部の公認会計士の監査があるわけです。そういう仕組みを今、我が国としてどう作っていくのかということが大切な問題だというふうに思っております。

— 今もお話ございましたけれども、第一の責任は経営者にあるということで、最近メディアにおいてもいろいろな形で公認会計士、あるいは監査法人の仕事が取り上げられているわけですが、なかなか一般には馴染み難いこととして監査の「二重責任の原則」ということがあるのだと思います。企業経営者が財務に関する情報を適正に把握して開示するということがそもそも大前提となっているわけですが、いかに会計基準や監査基準が整備されても、あるいは監査人が独立した立場から判断すると言いますが、経営環境が変化をしたり、企業の経営方針や戦略の変更があったりしますと、それを前提として監査人としては判断をせざるを得ないということになるのだと思うのです。

目まぐるしく環境が変化をしているという経済社会の中で、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

奥山会長 仰るように、私共としては会計基準が企業の実態を表すという意味では、実質判断をしていかなければならないというふうに思っているわけですが、やはり経営者の意思とか、経営者の考え方とか、まさしく今仰った経営者の戦略とかが大きく会計の適用に係るわけですね。ですからそれを無視してただ客観的に会社の状態というのが分かるわけではありませぬので、そこは大変難しい部分があると思います。

例えば、最近の事例でも日産でゴーン氏が社長になられて、一挙に大変巨額の損失を出したとか、つい最近ではりそなでも経営者が代わって細谷氏が巨額の損失を出すという意思表示をしたとか、これはまさしく経営環境の変化を受けて代わった経営者が自ら意思を貫徹してやっという場合に、自分なりの判断でそういう政策

をお採りになったのだらうと思います。ですから、そうではない時に同じ経営者がいたら同じ結果が出たかというところを正直言って分かりません。私共としては、何が経営実態か、企業実態かという時に本当に難しい部分だと思います。

ただ、会計というのはやはりその時々々の環境に応じてきちっと示すということが大事なのであって、環境が変わって、あるいは経営者が代わって新しい政策を採った時にそれを以前にフィードバックしてやれという考えは、私共にとってはそれは違うのだと言いたい点です。やはりそれぞれの環境に立つ中で、ベストを示すものは何かというふうに判断せざるを得ないのであって、後から新しい環境が出来たからそれを元に戻してやったらどうだという、いわゆるフィードバックさせるような状況の判断というのを迫られても何とも難しいということが会計の本質なのだというふうに思います。



奥山 章雄 日本公認会計士協会会長

— そういう中でも、しっかりと使命、職責ということは、財務状況の信頼性を確保するというところで果たしていただくように大きな期待があるということだと思います。今回の法改正のもう一つの大きな柱として監査人の独立性を強化するという具体的な措置がいくつか導入されています。その内容については国際的な方向性にも沿ったものであると言えると思うのですが、そもそも、職業倫理という観点から見ると、監査人としての独立性というのは当然のことではないかと思うのですが、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

平松学長 仰るとおり、我々は監査人というも



のに独立であることをまず期待しています。しかも、高度な専門性と倫理観を持って、独立して業務に当たっていただく、それが投資家の信頼を勝ち得て、経済の健全な発展に資するという貢献をするわけですね。今回、例えばローテーションですとか、インターバルですとか、そういう仕組みが導入されています。更に、アメリカでいうピア・レビューを改善する形で第三者が評価するような仕組みによって監査人の独立性を強化するという方向は、国際的に見ても、今現在の時点で考えられる最善の方向ではないかと思えます。これについてはもちろん様々な意見があるとは思いますが、国際的な視点で見ますと「職業倫理」が、今、特に典型的にアメリカでの事件を契機にして、非常に重要な問題として取り上げられていると思えます。私は研究・教育に携わる人間ですから、実務よりそちらの方向からものを見るわけですが、国際的な学会でもコーポレート・ガバナンスでどういうふうにするか、それから倫理、特に最近では会計人の倫理、あるいは企業経営担当者の倫理ということが、非常に大きなテーマになってしきりに議論されています。これらのテーマはまだ解決されたわけではありませんが、その中で、私共もやはり、我が国においてとりわけ企業と公認会計士の倫理という観点から新たな展開をする必要が求められていると思っております。そうした中で、公認会計士が自らを律することにより独立性を保つという動きというのは非常に大切なことだと思っております。

— 法制度で措置される問題と、その前提としての職業倫理の問題があるということですが、やはり職業専門家の自主的な規律というところに委ねられているものが大きいと思えます。これまでも公認会計士協会としてもこの点については積極的に取り組んで来られたと思うのですが、協会長としてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

奥山会長 公認会計士の監査において一番重要なポイントは独立性、紛れもなくその点だと思えます。私共はその独立性を、まさしく職業の中心に捉えて、当然のこととして自主規制として、この独立性を維持するために、教育の面、あるいは実際に倫理で縛る規則の面という両面から会員に促していきたいということで、この辺は今後、実際にやっていく中でぜひ見ていただきたいと思えます。

— 経済界、産業界のお立場からは、監査人の独立性の強化についてはどのようにお考えでしょうか。

永嶋顧問 今回の改正における公認会計士の独立性の強化の取り組みについては、公認会計士の監査が被監査会社から独立した立場で、より行われるようにするためのものであり、良い改正であると私は考えております。ただ、一定の非監査証明業務の同時提供の禁止の規定に関しましては、企業側と致しましては公認会計士に監査だけではなく、財務に関して様々なアドバイスをしてもらった場面や今まで気付かなかったような非常に適切なお助言をいただくことがあります。そういった面を期待している部分も実はございます。今回の改正で、そうした助言等が全て駄目になるということはないと思いますが、効率性などの観点からも監査に関連した内容はある程度可能になるよう、細部をご検討されます際にはご配慮をいただきたいと考えております。

— 監査以外の分野での期待というものにも非常に大きなものがあるとお話でしたが、公認会計士や監査法人は、これから判断は厳しいものを迫られる、責任は増してくるという中、今のよう大きな期待もあります。公認会計士、監査法人がいろいろと活動を行っていくためには、どうしてもそのコストというものを経済社会全体、あるいはサービスの相手方との関係でどのように考えていくかという点が非常に重要な問題だと思うのですが、そのコストの問題についてはどのようにお考えでしょうか。

奥山会長 私は元々、社会的責任を果たして、それを社会が評価して、そういう中でコストが、報酬が付いてくるという考え方の持ち主なので、すけれども、今の現実はなかなかそうはいかないという面があります。限りなく監査に期待が持たれる中で、また、今のようにアドバイス業務に期待するという中で、やはりきちっとした監査を行わなければならないということは当然のこととしてあります。しかし、きちっとした監査を行っていく中では、やはり私共も職業ですから、それなりにコストがかかった中で報酬というものはいただきたいという部分もあります。

今の状況でいきますと、監査は益々時間がかかるし、責任は重くなる。しかし、報酬は増えるどころか減るかもしれない。これは、監査が現実には衰退していくということも考えられますので、ぜひこの辺は社会全般、また経営者にもご理解を



いただいて、適正な報酬は支払うのだということについては一般的なご理解を得られるようにしていただきたいと、私共もそういう方向には動きたいと思っております。

— 続いて、監視・監督の機能の充実と強化という点についてお話を伺いたしたいと思います。

法改正の基本的な考え方は、事前監督から事後監視へ、自主的な措置を尊重して行政がモニタリングによって補完をすると、そういった考え方に立っております。特に、これまで公認会計士協会でも監査の質を確保するという観点から、「品質管理レビュー」に取り組んでこられたわけですが、これが今回の法改正によって「公認会計士・監査審査会」がモニタリングをするという措置が新たに制度化されたわけです。この点については、これまで自主的に取り組んでこられたこととの関係で、どのように受け止めておられますか。

奥山会長 私自身は資本主義社会の中で、監査は社会全体の自主規制の一環だという捉え方をしておりましたから、やはりそれに対して政府の手が入るということについてはかなり懐疑的な立場でした。しかしながらそういう理屈を言ってもですね、海外で、アメリカを始めとして各国が国あるいはそれに準ずる機関が、公認会計士監査を具体的にチェックしていこうという動きが強まっている中で、日本だけがそうではないと言ってもこれは始まらないなということを思いまして、やはり国際的に信頼される監査ということも私共は意識しておりますので、そういう意味では協会が自主規制として行っている品質管理レビューを国がモニタリングしていくというのは次善の策だというふうに思います。

アメリカみたいに、いわゆるPCAOBという機関を作って、そこがダイレクトに監査事務所をチェックするということは、私はこれは行き過ぎではないかと、本来資本主義社会では自主規制が尊ばれる中でいかなるものかという思いを持っておりましたけれども、そこは日本は公認会計士協会の品質管理レビューを尊重していただいて、それをモニタリングするという事ですから、私はこれは積極的に受け止めて日本型のものになっていくように、私共も力を尽くしたいと思えますし、金融庁の方にもそのように力を尽くしていただきたいというふうに思います。

— 永嶋顧問には、公認会計士審査会の委員も務めていただいておりますけれども、監視・監督の

機能の充実・強化という観点から公認会計士・監査審査会の機能が強化されていくということになるわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

永嶋顧問 私が現在委員をしております公認会計士審査会を改組して、公認会計士・監査審査会として監査法人等に対する立ち入り検査を含めて監視・監督体制を充実・強化すると聞いておりますが、私はかねてより身内によるチェックではどうしても限界があるというふうに思っておりました。今回の改正で、第三者である行政のチェックが入るということは、大変良いことであるというふうに考えております。公認会計士監査制度の根幹をなす監査の公平性・中立性・有効性を担保するとの観点からもしっかりと取り組んでいただければありがたいと考えております。



永嶋 久子 (株)資生堂顧問

— 平松先生、先程、奥山会長からお話がありましたけれど、アメリカでは企業会計改革法いわゆるサーペインズ・オクスリー法が7月の末にできて、PCAOBという「公開企業会計監視委員会」と訳されているようですけど、そこが会計事務所に対するチェック監視をやるということで規制の強化と言うのでしょうか、倫理基準までを策定するというふうなところまでこの組織が動くということで、アメリカはそのような流れになっているようでもありますけれども、会計あるいは監査を巡っては国際的に見てこのような規制強化ということになっていくのでしょうか。それともこれまでの自主的なあるいは国際的にも自主的な団体あるいは組織化ということで、グロー



バルな環境の中で、各国による規制が強化されるということよりもむしろ職業団体あるいは職業専門家自身の手で一定の規律を作っていくということでしょうか。その点についてはどのようにこれを捉えていけばよろしいでしょうか。

平松学長 個人の考えですが、やはり今仰ったうちの後の方ですね、つまり規制でなくて職業会計人の団体が自主規制をするという方向で従来は来ておりましたし、その方向で上手くいきかけていたわけですね。おそらく今後もその方向を模索すべきだと思うのですが、しかし典型的にアメリカにおいて大きな事件が起こってしまったわけです。これを改善するためには従来のやり方ではだめだという反省があると思います。そういう意味で非常に影響力のある国でこういうことが起こりますと、少なくとも一時的にせよ規制という方向に行かざるを得ないのだらうと思います。これは議事を動かしての話でしたから、とてつもなく大きな事件であったわけです。しかし私が期待するのは、時間はかかるかもしれませんが、企業も公認会計士も一緒になってこういった事態を乗り越える仕組みを作っていく必要があると思います。更に事件によって会計不祥事、会計不信と言われることを引き起こされましたが、それを克服したあかつきには、法律で縛り上げる罰則を設けるというのではなくて、やはりより健全な自主規制のような形で上手くいけばいいなど、私は思っております。

ただ、まだあの事件がつい最近のことで、しかもアメリカという非常に影響力の大きい国でしたから、我々がそれに取って代わる仕組みを提示しても、国際的には受け入れられないでしょう。ですから今むしろ我々は地道に我が国独自の方式というものを模索することが必要なと思います。もちろんその時でもアメリカの行き方は参考にしながら行かないといけません。無視してやったのではまた、日本は国際的には全く違う異質のものだというふうに言われてしまいますから、これは非常に難しいところです。そういう努力を奥山会長の下で、あるいは企業の方々も一緒になってやっていくということが望まれているのかなど、思っております。

— 奥山会長、そういう観点では自主的にしっかりやるということが基本であるわけですが、この点についてあるいは補足はございますか。

奥山会長 今回、先程申し上げましたように、

あくまでも協会の自主規制がきちんと行われるという前提の中で政府の関与を強めるというやり方を探っていただきましたので、これは日本的なやり方ではないかと思えます。そういう意味ではぜひそれを良い実務に導くように努力していきたいなと思っております。

— それでは次に公認会計士試験制度の見直しについてお話をいただきたいと思えます。

永嶋顧問、今回の法改正による公認会計士試験制度の見直しのポイントですけれども、多様な人材を「監査と会計の専門家」として我が国の経済社会に幅広く生み出していった活動を期待したいという、そういう考え方がありますけれども、この点に関しては、経済界・産業界の方からご覧になってどのようにお考えでしょうか。

永嶋顧問 これまで学生又は大学卒業者以外はなかなか公認会計士試験を受け辛かったというふう聞いておりますが、今回の改正によりまして試験体系の簡素化だとか、あるいは実務経験を有するものに対する試験免除の導入など、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度になったことは、非常に良いシステムであります。企業の中にいる者にとってもキャリアアップにもつながりますし、また財務等に携わっている者にとっても大変魅力的な事だと思っております。

また一定の資質を持った人材が多数輩出されることによって、それらの方が企業の中に入り、財務諸表の作成や内部監査の事務に携わることによって、企業経営のプラスになると考えるわけですので、そうした方々の評価が高まりまして、ルートとして定着することも期待したいと思っております。

ちなみに公認会計士試験制度によるシステムは、実は私が関係している美容師の養成システムと非常によく似ております。試験に合格しただけでは直ぐに業務が行えるわけではありません。また、通信科では実際に美容院で働いている人も受験したりいたしまして、多様な人が受験をいたしております。また合格者もいろいろな業界で活躍をいたしております。

— 多様な方々がそれぞれの資質を発揮をしていく、監査と会計の専門家、質の高い専門家、職業専門家を多数輩出していくという役割がこの試験制度自体に期待をされているわけですが、アメリカ各州で行われている会計士



試験に比べましても我が国の公認会計士の試験はこれまでもその質において相当高い水準を保って来たと思いますし、試験を実際に施行していく立場にあります審査会そして我々事務局の立場としては、しっかりとその質の水準を確保しながら、多様な方々に受験をしていただき、多様な方々に活躍をしていただきたいと思います。平松先生、平松先生ご自身が、そういう意味では冒頭にも仰られましたように、グローバルな環境の中で職業専門家としての会計士の育成について、国際的なスタンダードの策定などをはじめとして積極的に取り組んでこられたと伺っておりますけれども、その基本的な理念あるいはそこで期待される会計士のあり方という点についてはどのようなものであって、そして、そのためには特に我が国においては何が必要となっていくかという点についてのお話を伺いたいのですか。

平松学長 たった今も話題になりましたけれども、我が国の公認会計士試験は非常に水準が高いのです。従って既に公認会計士になっておられる方々は、押しなべて非常に資質の高い方なのです。しかし、いかにせん数が少ないという問題があります。そして今永嶋顧問も仰いましたように、より広く、多様な人材を得てその人達が試験を受け、活躍するような仕組みに変わりますと、日本の経済の活性化に資するというふうに私は思っております。

つまり、現在は非常に難しくて質が高い試験であり、それに合格をする人達はものすごく勉強をしているわけですが、逆にそのために門戸を閉ざしているというニュアンスのところが無きにしても非ずでありました。ここでやはり質を下げるのではなくて、多様なバックグラウンド、背景、多様な能力を持った人達がこの業界に入ってきて、監査法人だけでなく、企業も官庁関係も含めて、日本の会計・監査に貢献することによって日本の経済全体を下支えする、あるいは発展に貢献する、そういう仕組みを期待しております。

繰り返して言いますが、私は、研究・教育に携わる人間ですから、多くは研究の国際会議あるいは教育の国際会議で海外に出かけます。国際的にみますと、残念ながら日本の会計・監査はよく理解されていないと思いますし、「尊敬」されていません。日本の我々がアメリカやヨーロッパを理解しようとしてきたことに比べて、また理解している水準に比べて、その逆に先方が日本を理解する程度は驚くほど低いのです。その結果が、日本の会計への誤解につながっていて、結果として尊

敬されないことになってしまっています。これには文化だとか言語が絡んでいますから、そう簡単には改善できないのですが、これからの公認会計士あるいは公認会計士試験を受ける人達は、国内は言うに及ばず、グローバルな視点で、かつ世界から尊敬されるような働きをして頂きたいと思っております。そういう意味では、私はやはり教育面においても、これは自省の念を込めて申しますけれども、大学あるいは大学院で国際的に通用する会計・監査の教育をする必要があります。そして教員自らも自らを高めながら、国際的に通用するような教育水準に持っていくことが、いま期待されているわけです。非常に単純に言ってしまうと、グローバルに通用する国際水準の会計人を育成するというのが、今非常に大事だというふうに認識しているわけです。



平松 一夫 関西学院大学学長

— 奥山会長は、今回の法改正による新しい試験制度、あるいはこれから公認会計士を目指す方々、あるいは既に公認会計士になっておられる方々、こういった方々の職業教育のあり方については、どのようにお考えでしょうか。

奥山会長 公認会計士の素養を持った人間というものはですね、公認会計士の監査業界のみならず企業においても、あるいは政府においても、非営利部門においても多数いてよろしいじゃないかというふうに思っております。そういう意味では、今回のいろいろな改正論議の中で企業側の方から、企業にも欲しいんだということで、試験制度を改善する提案を出してきたということは、私はすばらしいことだというふうに思います。そういう理念は良いのですけれども、これから難しい



のは本当に実施に至った段階です、多数の合格者が出てきた時に実際にそのような適用がされていくのだろうか、これは現場を抱える立場としてはやはり若干の恐れ、不安を持っています。ぜひ、試験制度の新しいところを活かして、あらゆる分野で公認会計士の素養を持った、言わば公認会計士試験合格者という形でご活躍願えるように、世の中の理解も欲しいし、また公認会計士の受験者自身もそういうふうに広がって欲しいなということを思っています。

会計士教育の方ですけども、これは既にCPE（継続的専門研修）と称してですね、毎年40単位を取った教育をしていくということで掲げておりますけれども、これは当然のこととして、教育をきちっと会計士自らやっつけていかなければいけないというふうに理解すべきだと思います。これはどんな社会にいきがですね、どんな立場にあらうが公認会計士として世の中に見られている限りは自ら教育をして欲しい、そのような環境を作るように今後とも努力をしていきたいと思っております。

私共、公認会計士の試験を合格しただけでは、やはり公認会計士としての登録を認めるには早すぎるというふうに思っております、従って当然実務ということを重視し、実務を経験して、経験したことで公認会計士として今後やっていけるという確認をさせていただきたいということで、今度、平成18年から三次試験というものがなくなりますけれども、公認会計士協会としては実務をきちんと経験したかどうか、そういう意味での実務補習を終えたかどうかという点について、公認会計士協会として考査をしたいと思っております。そういう意味では教育ということについて責任を持ちたいと思っております。

— 先程、平松先生からのお話の中に、国際的に通用する人材という観点のお話を伺いました。今も奥山会長からは、受験生の広がりが必要であるというご指摘がありましたけれども、そういう観点では今回の新しい公認会計士試験制度は専門職大学院というふうに言われていますけれども、高度な専門的な履修、専門職大学院の修了者とのリネージュが公認会計士試験の中に取り込まれています。そこで平松先生が学長を勤めておられる関西学院大学においても専門職大学院の構想について、今具体化の取り組みがあるというふうに伺っておりますが、この点についての考え方はあるいは狙いという点をご紹介いただけますでしょうか。

平松学長 関西学院大学の場合は、2005年4月の開学を目指して、いわゆるビジネススクールと、いわゆるアカウンティングスクールの二つの専攻を、一つの組織の中に設置することを計画しております。当然、我々が直接関わるのは会計専門職大学院、いわゆるアカウンティングスクールの方なんですけれども、そこではやはり先程申ししておりますように、国際的に活躍できる会計士の育成ということがまず必要だという問題意識をもっています。また、そのためにふさわしいカリキュラムにしたいと考えております。具体的には、国際会計士連盟が国際教育基準なるものを幾つか出してはありますが、その中で資格取得前のことについて決めている基準に沿ったカリキュラムを展開してみようということが一つあります。併せて、当然会計専門職大学にくる学生、大学院生になりますが、この院生は公認会計士試験に合格しようと思ってくるわけですから、試験に通らないと意味がないということがあるのです。国際的な会計士の育成という目標と、試験に合格するという目標は、場合によれば相反するかもしれないのですが、あえてそれを目指していきようと考えています。経営的には専門職大学院は赤字になると思いますが、本学の社会的使命の一つとしてそれに取り組むということを決めたわけです。

そして更にグローバルという視点では、アカウンティングスクールとは別の専攻であるビジネススクールの中に、英語だけでMBAが取れるコースを併設します。これにより、公認会計士試験だけでなく当然英語による授業科目も取れるような仕組みを本学としては考えております。英語だけが国際的というわけではないのですが、英語は必要だという発想です。専門職大学院というのは、従来の大学院と異なっています。従来は大部分いわゆる学者が教えてまいりました。専門職大学院でももちろん学者が核になっているわけですが、実務家教員を例えば2割以上そろえるような仕組みが必要とされるのです。このように、専門職大学院はやはり優れた実績を持っておられる実務家の方々に教えを受けるということで、公認会計士という実務の世界に入りやすくなるのです。もちろん高度な理論的な教育もするわけですから、そのために優れた研究者を採用することになります。新しい試験制度では一部科目の免除がありますから、より突っ込んだ勉強ができるという仕組みを作ります。そういう中で優れた資質を持つ、いわゆる受験勉強に特化するのではないけれども、試験にも通れるような学生を育成していきたいと考えているわけです。



試験に合格する前、すなわち資格取得前の教育は大学が担いますが、いわゆる試験に合格した人をきちっと教育する役割というのはおそらく公認会計士協会が担われるということになるかと思えます。

一 改正された公認会計士法は来年の4月からの施行、試験制度については平成18年1月から新しい試験制度の施行ということで、私どもとしても今施行に向けての準備を急いでいるところであります。

他方、そのような新しい法制度が仕組みとして動き始めることを待つまでもなく、会計あるいは監査を巡っては、日々具体的な課題が大きくなります。

奥山会長、冒頭にも言及がございましたけれども、例えば、時価評価といったことについては、これまででもいろいろと議論がございました。また、事業会社の再生、大企業の新しいビジネスモデルを睨んでということで、それらに対する監査について先程も話がございましたし、また、特にこの3月の決算においては、ゴーイング・コンサーンと言われる企業の継続性の判断について、監査人としても相当苦慮をされながら判断が難しい点があったのではないかと思いますけれども、こういった今日的な課題についてどのようにお考えになっているかという点について、お話をいただけますでしょうか。

奥山会長 これは金融庁の味方になるのか、敵になるのか、実感を若干申し上げますと、時価評価の問題については私共は企業実態を示すのに必要な時価評価をやるということであり、海外が時価評価をやっているから日本もやれという単純な意味で私共は申し上げているわけではありません。あくまでも企業実態を示すのに時価評価が適当ならそれを採用すべきだという意味で、今の時価会計の一部採用ということについて、積極的に賛成しているわけでございまして、この辺がどうも自民党のあるいは経営者の一部においてですね、誤解をされているのではなかろうかというふうに思います。決して時価評価をしたから企業の状況が悪くなったというわけではないと、そこはぜひ逆さまな議論をしないようお願いしたいというふうに思いました。これは金融庁も一生懸命抗弁していただいたので大変ありがたいと思っております。

事業会社の問題、あるいは最近では銀行もそうなんですけれども、監査によって生き死に出る

と言われるくらいに、監査の判断がその企業の生死を決めるような言い方をされております。これはある意味では止むを得ないという部分もあるのですけれども、逆にですね、それだけ会計の適正性を示すということが企業の生き死を決めるようなそういう環境になってきたのかなあとという意味では、私共、監査の重要性ということについて改めてその責任を含めて認識をさせていただいております。

私共が、今、監査法人にお願いをしているのは、経済社会の中でその企業の存続が大事だよと、あるいは地域的な経済に影響を与える大きさを考えると変な結論を出すなどかということを言われたとしてもそれはあえて聞かなくとも、やはり私共がやらなければいけない立場というのは、その企業が出した情報が適正かどうかということを保証することにあるのだから、情報が適正だということを保証した結果、企業がおかしな形になった。例えば具体的に言うと、銀行から融資が止まって倒れるとかですね、銀行自身もおかしなことになったと言われてもですね、これは止むを得ない。そこははっきりと会計士の役割というものを認識して、立ち向かうべきではなかろうかということをお申しております。

ゴーイング・コンサーンも同じです。ゴーイング・コンサーン情報を出されたら企業が非常に弱くなるということの一部の方は仰ってですね、非常のこれについてめったに出さないでくれというふうな考え方もあるかと思いますけれども、やはり財務情報を読む読者においては、企業継続をしていくということがどうなのかということについては大変重要な情報ですから、ここはきちんと出さざるを得ないだろうと、現実にこの3月決算でも多くの会社において企業の継続性の情報について出しています。私は、これから大事なのは企業の経営者と監査人とが常時ディスカッションをして、相互理解をしていくということじゃないかと思えます。今までは監査は経営者から見ると言わば経理部が相手するところということで余り関係がないというふうなお考えもあったかもしれない。それから監査人の方もですね、経営者と会って話をするほど大それたことはしたくないというふうなことがあったかもしれません。

しかし、こういうふうな事態に立入ったらそれはとてもじゃないけれども持たないのではないかと、ぜひそこは今後経営者と監査人がより良いディスカッションを通じてですね、企業の適正な情報開示ということをお心掛けていただきたいというふうに思っております。



— 今も企業経営者に対する期待のお話があったわけですが、最後に、今後の課題あるいは関係者に対する期待という観点からお伺いしたいと思います。

まず、永嶋顧問からは公認会計士や監査法人に対しての期待という点でお話をお願いいたします。

永嶋顧問 最近ほど会計や監査の重要性が取り上げられていることはこれまでは余りなかったのではないかと考えております。これから、この重要性というものが益々高まっていくと思いますし、その担い手であります公認会計士に求められます資質であるとか、監査法人に求められる品質管理も大変高い水準になっていくものと考えております。公認会計士が新しい制度の下で普段の努力を重ねられまして、我が国の経済のインフラとしての重要な役割を果たしていただくことを期待いたしております。

— 奥山会長からは、監査を行う、あるいは会計に関するサービスを提供するという事業会社、あるいはいろいろな活動の幅が広がってくる経営活動の主体に対する期待という点についてはいかがでしょうか。

奥山会長 監査を受ける会社と言いますのは、やはりそれなりに社会的に責任が重い会社だと思います。その会社が倒産したら、やはり販売先とか仕入先に迷惑をかける。あるいは雇用している従業員に迷惑をかけるという意味では社会的責任は重いのだと思います。その社会的責任が重いということは、逆を言えばその会社の状況が常にディスクローズされるという必要性があるということでありまして、そのディスクローズすることに対して経営者はぜひ自覚を持っていただきたい、責任を持っていただきたいということが期待の一つです。

それからもうちょっと小さい期待はですね、ぜひ監査の重要性を受け止めて監査報酬については十分ご理解をお願いしたいと申し上げたいと思います。

— 最後に平松先生に締め括りとして、お話をお願いしたいと思います。我が国の公認会計士監査制度に対する期待、あるいは課題という点についてお話をお願いします。

平松学長 これは既に奥山会長がご説明になりましたが、例えば時価評価、あるいは繰延税金資産とか、ゴーイング・コンサーンの問題を通じて、会計・監査が我が国の中で大きな話題になりました。会計・監査がこれほど大きな社会的反響を呼んだことというのは、これまで余りなかったのではないかと思います。そういう意味では、逆に今、会計・監査が非常に注目されていて、変化の時代にあって非常に興味深い、言葉は適切ではないかもしれませんが、ある意味でおもしろい時代だと思います。経済のソフト・インフラというのは非常に重要ですが、私はその根幹を支えているのが会計士の監査制度だと考えています。しかも一方でこの会計士の監査を受ける企業は、数では非常に少ないのですが、実はその企業が日本経済を本当に動かしているわけですから、ここを一步間違ると日本経済はこれからとんでもないことになると思います。ですから今非常に苦しい時期でありますけれども、先程奥山会長が指摘されましたように、やはり監査したから会社の業績がどうなったという議論ではないと私も思うんですね。企業も公認会計士もお互いに辛いと思うのですけれども、やはりあるべき姿を双方が緊張関係をもって追及していくということにより、日本企業の健全な発展というのがあって、そのことがおそらく国際的な信任を得る基本になると思うのです。今まさに試練の中にある日本の公認会計士制度ですが、昭和 41 年以来になる公認会計士法の大改正により、私は新しい時代に向けた公認会計士制度が今から始まるという期待をしております。そしてその中で我が国が国内できちっとするだけでなく、国際的に信認され、尊敬される公認会計士の監査制度を樹立し、企業の経理システムも樹立することが大事だと思います。併せて私の立場から申しますと、だからこそ次の時代を担う人達がこの分野に関心を持ってチャレンジし、様々な能力を持った多くの人達がこの分野に参入するべく挑戦してくれることを期待しているのです。そのことが日本全体にとってプラスになると考え、非常に大きな期待を寄せているのです。

— ありがとうございます。本日いただいた貴重なお話を金融庁としても十分に参考にさせていただきながら、行政としての職責を果たすことに努めてまいりたいと考えます。

本日は誠にありがとうございました。



【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第 156 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「公認会計士法の一部を改正する法律について（平成 15 年法律第 67 号）」についてです。

公認会計士法の一部を改正する法律について（平成 15 年法律第 67 号）

I 改正の背景、経緯等

先に閉会した第 156 国会で「公認会計士法の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、市場のインフラである公認会計士監査の充実・強化を図るため、①公認会計士の使命・職責の明確化、②公認会計士等の独立性の強化、③公認会計士等に対する監視・監督体制の充実・強化、④公認会計士試験制度の見直し等の措置を講じるほか、監査法人の社員の責任の一部限定や規制緩和の要請に基づく見直しなどの諸措置が盛り込まれており、昭和 23 年に制定された公認会計士法としては、昭和 41 年の監査法人制度の創設等の改正が行われて以来、ほぼ公認会計士制度全般に及ぶ大幅な改正となりました。

なお、今回の公認会計士制度の見直しに関しては、金融審議会公認会計士制度部会において、エンロン社等の企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から公認会計士監査制度のあり方について精力的・集中的に審議され、審議結果が、昨年 12 月、部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」として公表されました。政府は、この部会報告を受け、法律改正を要する事項についてさらに検討を進め、「公認会計士法の一部を改正する法律案」としてとりまとめ、本年 3 月 14 日に国会に提出しました。同法案は、5 月 22 日に衆議院、5 月 30 日に参議院でそれぞれ可決・成立し、6 月 6 日に公布されました。

本法律は、平成 16 年 4 月 1 日（試験制度の改正に係る規定は平成 18 年 1 月 1 日）から施行することとされています。

以下、改正の概要について紹介します。

図1 公認会計士法の一部を改正する法律(P26)

II 改正の概要

(1) 公認会計士の使命・職責の明確化

今日の我が国の経済社会において、公認会計士には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められています。このため、公認会計士の社会的意義に対する理解を深め、また、公認会計士自身の使命・職責に対する自覚を促すためにも、現行法に規定のなかった使命・職責を法律上明確化しました。

具体的には、公認会計士は、監査及び会計の専門家として、中核的業務である監査証明業務を独立した立場で行い、会社等が作成する財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等における不正の発見、正確な財務情報の開示等を通じて会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命として規定しました（第 1 条、以下、特に断りのない場合は改正後の法律の条文を示しています。）。



なお、公認会計士がその財務情報の信頼性を確保する対象は、私企業だけではなく、公益法人などの公的な活動主体なども広く含んでいます。

また、「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識と技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。」との職責を新たに規定しました（第1条の2）。

（2）公認会計士等の独立性の強化

米国におけるエンロン社等の不正会計事件や近年の我が国における虚偽証明事件の背景には、監査人の被監査会社からの独立性に問題があったとの指摘がなされていました。

これらの指摘を踏まえ、監査の公正性・信頼性の向上を図り、公認会計士等が、被監査会社等から独立していることを実質的にも外観的にも維持するため、独立性強化の措置を講じました。

① 監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止

公認会計士又は監査法人が、大会社等から一定の非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行うことを禁止することとしました（第24条の2、第34条の11の2）。

② 継続的監査の制限（いわゆるローテーション）

イ. 公認会計士が、7会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った場合には、政令で定める会計期間、当該大会社等に対して監査関連業務を行うことを禁止しました。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでないこととしました（第24条の3）。

ロ. 監査法人は、7会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った社員に対して、政令で定める会計期間、当該大会社等に対する監査関連業務を行わせてはならないこととしました（第34条11の3）。

③ 公認会計士又は監査法人の関与社員の関与先への就職制限及び関与社員の再就職先に対する監査証明業務の制限

公認会計士等が会社等に対して監査証明業務を行うに際して、近い将来に関与先に就職することが見込まれているような場合には、現在の監査証明業務が不当に歪められるおそれがあります。このため、監査証明業務を行った翌会計期間終了までの間は、被監査会社等の役員等に就職すること自体を禁止しました（第28条の2、第34条の14の2）。合わせて、監査法人の社員が関与した会社等の役員等に就任した場合には、当該監査法人は翌会計期間まで当該会社等に対して監査証明業務を行ってはならないこととしました（第34条の11）。

④ 公認会計士の共同監査の義務付け

大会社等の監査証明業務を行うに当たっては、複数の公認会計士による組織的な監査を行うことが望ましいとの観点から、公認会計士が、大会社等に対する監査証明業務を行う場合には、他の公認会計士、監査法人と共同監査を行うか、又は他の公認会計士を補助者として使用しなければならないこととしました。ただし、当該公認会計士に内閣府令で定めるやむを得ない事情があるときはこの限りではないこととしました（第24条の4）。

（3）公認会計士等に対する監視・監督体制の充実・強化

米国における不正会計事件を教訓として、我が国においても、監査の質の確保と実効性を図るため、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」といいます。）による「自主規制」の限界を補完し、公認会計士監査制度の公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、行政の公認会計士等に対する監視・監督体制の充実・強化を図ることとしたものです。

① 公認会計士協会が行っている「品質管理レビュー」の行政によるモニタリング

「品質管理レビュー」は、監査事務所が行う監査の品質管理状況をレビューする制度であり、公認会計士協会の自主規制として平成11年からスタートし、現在、個人事務所を含め公開会社を監査している約300の監査事務所に対し、「監査事務所としての品質管理」と



「個々の監査業務の品質管理」の双方をレビューする、いわゆる「フルレビュー」を実施しています。

米国では、昨年成立した企業会計改革法によって、それまでの監査事務所同士のレビュー（ピアレビュー）中心の監査事務所の監督体制を、SECが認可した民間機関である公開企業会計監視委員会（PCAOB）による監督体制に改めました。また、昨年10月に、証券監督者国際機構（IOSCO）から、監査人の監督については、職業専門団体から独立した機関等が行うべきであるとの提言がなされています。

こうした動きも踏まえ、我が国においても、公認会計士協会の「品質管理レビュー」を前提としつつ、「自主規制」の実効性を高めるべく、公認会計士協会から独立した行政によるモニタリングを制度的に導入することとしたものです。

モニタリングの担い手としては、金融庁が直接行うべきであるとの議論もありましたが、公認会計士監査制度に関する客観的・専門的知見を有する公認会計士審査会（今回の改正により「公認会計士・監査審うことが最適であると判断し、合わせて、事務局の設置など審査会の機能の充実を図ることとしました。査会」に改称）が行

また、「品質管理レビュー」のモニタリングの実効性を制度的に担保するため、「公認会計士・監査審査会」に監査法人等に対する検査権限を付与し、モニタリングの結果に基づき、監査法人等又は公認会計士協会に対する行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる権能を整備しました（第35条）。

② 懲戒事由を前提としない行政による立入検査

現行は、公認会計士等に懲戒相当事由があると思料される場合についてのみ行政の立入検査権限を規定していましたが、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査証明業務に関し、懲戒処分を前提としない、例えば、業務の適正な運営の確保のために行う内部管理体制等に関する立入検査を行うことができるようにしました（第49条の3第2項）。

（4）公認会計士試験制度の見直し

公認会計士は、監査・会計の複雑化・多様化・国際化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的な需要の増大に対応していくことのみならず、監査の質と実効性の向上のために、企業などにおける財務諸表の作成、内部監査従事等の専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが求められています。

したがって、一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことができるよう、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度、②一定の要件を満たす実務経験者などに対する試験科目の一部免除の拡大、③専門的人材育成の教育課程との連携などの観点から、公認会計士試験制度の見直しを行うものです。

なお、今般の公認会計士試験制度の改正においては、一定の資質を有する多様な人材を経済社会に多数輩出していくことを目指していますが、試験の水準を切り下げてまで数を増やすということを念頭に置いているものではなく、金融審議会公認会計士制度部会報告における「平成30年頃までに5万人」という記載についても、試験制度を管理し運営していく立場にある行政の見直しとして、一定の条件の下で「5万人」という規模が必要になるのではないかとの試算を得たものです。

① 現行の試験体系の簡素化、試験科目の見直し

現行の試験制度においては、受験者の負担が著しく大きくなっているとの指摘があり、社会人も含めた多様な人材が受けやすい試験制度とするとの観点から、現行の3段階5回の試験体系を短答式及び論文式から構成される1段階2回の試験へ改組するとともに、試験科目も見直し、短答式4科目、論文式5科目（うち1科目は選択科目）としました。

試験科目は、例えば、文科系以外の受験者も受験しやすくするとともに、近時の公認会計士に求められているIT関連の素養も確認できるようにするとの観点から「統計学」を選択科目に追加するなど、全般的な見直しを行いました。



なお、新制度においては、公認会計士試験に合格しただけでは、直ちに公認会計士となることができず、「実務補習」を含む実務経験が必要です。したがって、公認会計士となるまでの間に、公認会計士試験に対する学習に加えて、「実務補習」等において実務的な面を中心とした学識や应用能力を身に付けることが必要になるものと考えています。

② 試験科目の一部免除の拡大

イ. 試験科目の一部免除

社会人を含めた多様な人材が受けやすい制度にするとの観点から、現行の試験科目免除対象者（大学教授、博士学位取得者、司法試験合格者等）に加えて、一定の専門資格者（税理士）、一定の企業などにおける実務経験者、専門的人材育成教育課程修了者に対して試験科目の一部を免除することとしています（第9条第1項、第9条第2項、第10条第1項）。

ロ. 短答式試験の免除措置

短答式試験合格者は、論文式試験を受験するために必要な学識等を有していると考えられること、及び受験者の負担軽減の観点から、短答式試験の免除措置を導入します。ただし、恒久的な免除は、知識の陳腐化等の観点から適当ではないとの考えから2年間の有効期間を設けることとしました（第9条第3項）。

ハ. 論文式試験の科目合格制

現行の一括合格制は、特に社会人等の受験者にとって大きな負担となっています。科目合格制を導入することにより受験者にとって勉強がしやすくなるが、科目ごとに合否を判定する方式では得意科目で不得意科目をカバーできず、また、受験者の能力の総合的な判断に結びつかないのではないかと指摘がなされていました。

このため、一括合格制を基本としつつも、不合格者のうち、受験した科目に一定以上の成績を得た科目がある場合には、申請によりその後2年間、当該科目の試験を免除することとしました（第10条第1項）。

③ 実務経験の位置付けの変更

現行では、第3次試験の受験要件であり、社会人等にとっては負担が重いとされたいた業務補助等と実務補習について、その位置づけを公認会計士の登録のための要件としました。

イ. 業務補助等

公認会計士となるためには、単に試験に合格するだけではなく、公認会計士の中核的業務である監査証明業務についての実務経験が不可欠です。このため、現行制度と同様に、2年間以上、公認会計士又は監査法人を補助（業務補助）するか一定の監査類似の実務に従事することが必要であるとししました。ただし、新制度では、公認会計士試験合格の前後を問わないこととし、既に業務補助等に従事していた者にとっては、合格後に改めて当該業務に従事する必要はないこととしました（第3条、第15条）。

ロ. 実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を修得するため、内閣総理大臣の認定を受けた実務補習団体等において認定を受けたカリキュラムに従い実務補習を受け、実務補習修了後は内閣総理大臣の確認を受ける必要があります（第3条、第16条）。

実務補習の具体的な内容については、内閣府令で定められることとなりますが、現行の1年以上という期間ではなく、所定の単位の修得を要件とし、単位の認定には、適宜習熟度の確認を行うとともに、全課程が修了した者に対しては、実務補習全体の習熟度の確認を公認会計士協会が実施する「統一考査」で行い、「統一考査」の合格者が実務補習の修了の確認を受けることができる旨を規定することを予定しています。

④ 会計士補の資格の廃止

第二次試験の廃止に伴い、会計士補の資格を廃止します（現行第3条）。

図2 新たな公認会計士試験制度等のしくみ（P27）



(5) 監査法人制度の見直し

① 監査法人の設立等の認可制から届出制への変更

昭和 41 年に組織的監査を有効適切に行うことを目的として創設された監査法人制度については、規制緩和等の観点からの要請を踏まえ、監査法人に対する監視・監督体制について、従来の「事前監視的な監督」から「事後監視的な監督」へ重点を置くこととしたものであり、監査法人の設立、解散、合併及び定款変更の手続を認可制から届出制に変更することとした（第 34 条の 7、現行第 34 条の 8、第 34 条の 9 の 2、第 34 条の 10、第 34 条の 18 及び第 34 条の 19）。

② 指定社員制度の導入

現行の監査法人制度は、商法の合名会社の規定を大幅に準用し、全社員に業務執行権を付与すると同時に無限連帯責任を負わせています。しかしながら、主として大規模法人においては、社員の相互監視と相互牽制を前提とした制度は現実にそぐわない面がでてきています。

したがって、真に責任を果たすべき立場にある者がその責任を全うすべきであるとの観点から、特定の監査証明について業務を担当する社員（指定社員）を指定することができることとし、当該監査証明（指定証明）に関しては指定社員のみが業務を執行し、法人を代表するとともに、無限責任を負う（第 34 条の 10 の 4、第 34 条の 10 の 5）こととしました。一方、指定社員以外の社員の責任については、監査法人への出資金の範囲に限定しました。ただし、被監査会社等以外の第三者からの損害賠償請求については、従来どおり、監査法人の全財産をもって完済できない場合は全社員が連帯してその弁済を行うこととなります。

③ 広告規制の廃止、監査法人の会計年度の弾力化

規制緩和の観点から、公認会計士法に規定されている広告規制を廃止し、虚偽・誇大広告については、公認会計士協会の自主規制によることとしました（現行第 28 条、現行第 34 条の 13）。また、繁忙期に重なり負担となっていた監査法人の会計年度についても、1 か年を 1 期とした上で、開始時期を弾力化しました（第 34 条の 15）。

(6) その他

① 公認会計士協会

イ. 監督上の命令

公認会計士協会が行う「品質管理レビュー」を公認会計士・監査審査会がモニタリングすることとされましたが、その実効性を担保する等の観点から、内閣総理大臣は、公認会計士協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、監督上必要な措置を命じることができることとしました（第 46 条の 12 の 2）。

ロ. 役員解任命令の廃止

内閣総理大臣が公認会計士協会の役員解任を命令できるとの規定を削除しました（第 46 条の 13）。

ハ. 標準報酬規定の削除

規制緩和等の観点から、公認会計士協会の会則記載事項から「標準報酬規定」を削除しました（第 44 条）。

② 公認会計士等に対する指示・処分

内閣総理大臣は、公認会計士や監査法人が公認会計士法や命令に違反したときや監査法人の監査証明業務の運営が著しく不当と認められる場合において、業務の適正な運営を確保するため必要であると認めるときは、現行の懲戒処分等に加えて、業務改善等の指示が行えるようにしたものであり、当該指示に従わなかった場合には、懲戒処分等の対象となります（第 31 条、第 34 条の 2、第 34 条の 21）。

また、公認会計士制度に対する信認の維持・向上の観点から公認会計士等に対する懲戒処分等のうち業務停止の上限を 1 年以内から 2 年以内とするとともに、登録抹消の処分を受け



た公認会計士の欠格期間を3年から5年へと見直しました（第4条、第29条、第30条、第34条の21）。

③ 罰則

懲戒処分を前提としない立入検査の検査忌避等に対する罰金や公認会計士等の就職制限違反、監査法人の社員による定款又は会計帳簿等の不実記載に対する過料など公認会計士等に対する監督上の新たな規制を導入することに伴う罰則を新設しました。また、公認会計士試験に合格しただけで、公認会計士の資格を有さずに監査証明業務を行おうとする者に対して、一定の抑止効果を働かせる必要があると考えられることから、無資格者の監査証明業務に対する罰則を引き上げました（第50条、第53条、第54条、第55条の2）。

Ⅲ. 施行期日、経過規定

（1）施行期日

今回の改正のうち、公認会計士試験制度の改正に係る規定以外は平成16年4月1日から施行することとしています。公認会計士試験制度の改正に係る規定については、受験者等への周知の期間が法令改正後2年程度必要であるとの観点から平成18年1月1日から施行することとし、同日以降に公告する公認会計士試験から適用することしました（附則第1条）。

（2）経過措置

① 会計士補に関する経過措置

今回の改正により平成18年1月1日から会計士補制度は廃止されますが、その際に現に会計士補である者は、新法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができるほか、それまでに行った業務補助等及び実務補習の新制度への引き継ぎを認めるなどの経過措置を規定しています（附則第2条、附則第9条、附則第10条）。

② 第二次試験合格者に対する経過措置

今回の改正で第三次試験が廃止されることから、現行の第二次試験合格者の取扱いを明確化しました。すなわち、現行の第二次試験合格者は、新試験において、短答式試験並びに論文式試験の会计学、企業法及び選択科目が免除されることとなります（附則第5条）。

（文中意見にわたる部分は筆者の私見です。 金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室 野村昭文）

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第156回国会における金融庁関連法案」に入り、[公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年3月14日提出、平成15年5月30日成立）](#)にアクセスしてください。



公認会計士法の一部を改正する法律案

我が国資本市場の活性化

・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠
 (←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月)

投資家にとって魅力ある市場にするため
 インフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事
 → 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展
 ・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

監査人の独立性の強化や監視・監督体制の充実・強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

【法律案の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

○公認会計士等の独立性の強化

・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
 ・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入 等

○監視・監督体制の充実・強化

・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
 ・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

○試験制度の見直し

・現行の試験体系の簡素化
 3段階5回→1段階2回 + 実務補習修了の確認
 ・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

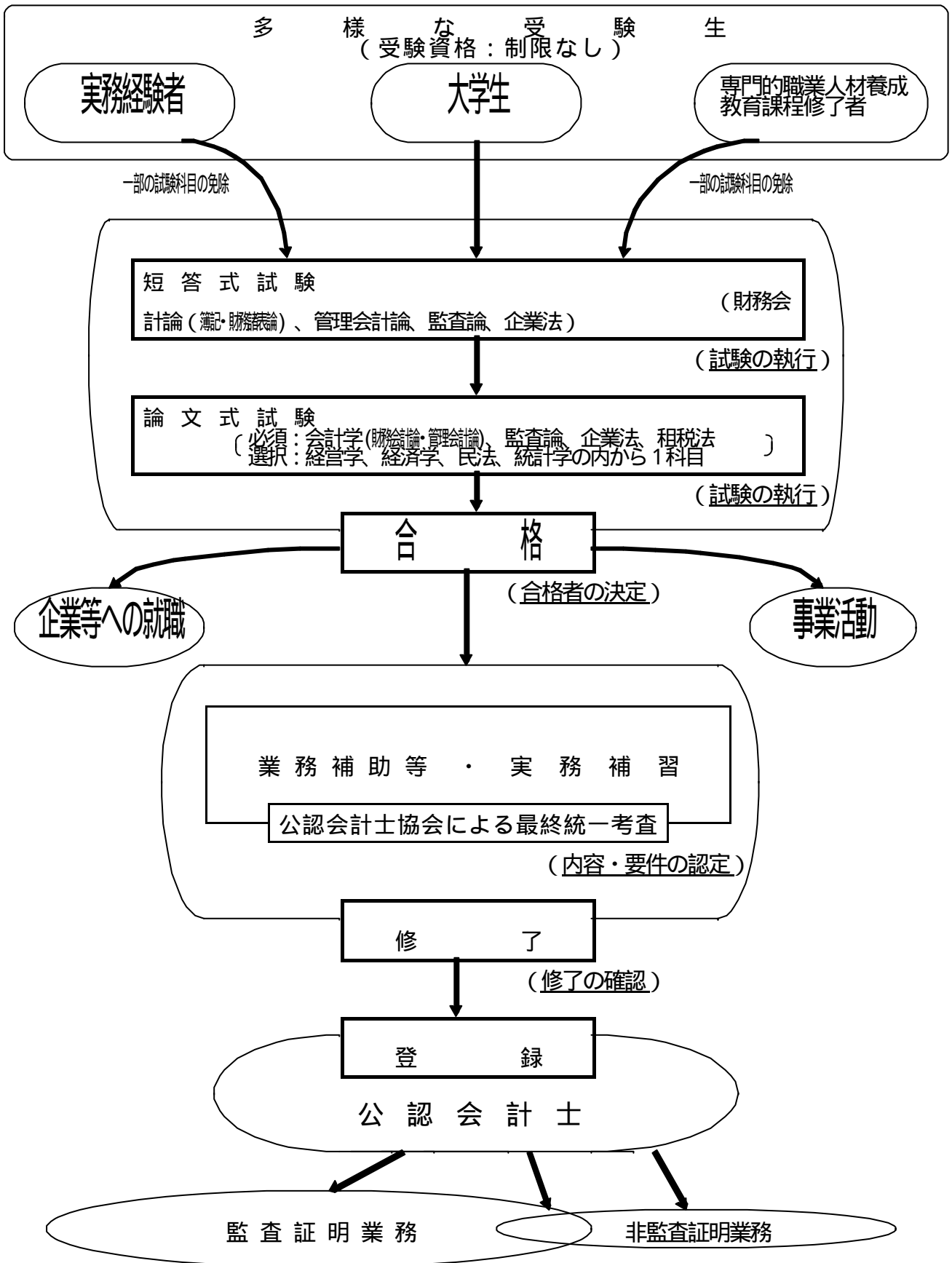
○監査法人の社員の責任の一部限定

・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

○規制緩和等関連規定の見直し
 ○監査法人設立の届出制化



新たな公認会計士試験制度等のしくみ



注: () は金融庁が実施



【ピックアップ：中小企業金融】

※ 金融庁ホームページに[「中小企業金融特集」](#)を掲載しました。金融庁や[財務局の取組のほか、各地域金融機関のリレーションシップバンキング機能強化計画の概要](#)がご覧になれます。

「リレーションシップバンキングの機能強化計画のとりまとめ」について

- 中小・地域金融機関（地銀・第二地銀・信金・信組）は、本年3月に金融庁が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成15～16年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて、機能強化計画を策定しました。各金融機関が策定した機能強化計画は8月29日までに各財務局に提出されました。
- 提出された機能強化計画については、去る10月7日開催された財務局長会議において検討・討議を行い、とりまとめの上、その概要を同日公表しました。機能強化計画の概要につきましては金融庁ホームページの「報道発表など」から[「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について（平成15年10月7日）」](#)をご覧ください。
- 金融庁としては、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図るため、今後、半期毎に同計画の実施状況についてフォローアップをしていく予定です。

財務局長会議の開催について

金融庁は、10月7日、本事務年度（平成15年7月～平成16年6月）第2回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、竹中大臣から挨拶をいただくとともに、大臣はじめ当庁幹部と財務局長等との質疑・意見交換を行った後、高木長官の挨拶、当庁各局及び証券取引等監視委員会事務局からの業務説明を行いました。

大臣挨拶の概要は、「再任に当たり、総理から、平成16年度の不良債権問題の終結に向けて、金融仲介機能が回復されるよう不良債権処理の加速をはじめとした金融システム改革に引き続き取り組むことと、地域金融機関の体質強化などを通じ、地域・中小企業金融の円滑化に取り組むことの指示を受けている。

一点目の「金融システム改革」は、大きな柱として、金融システムの安定・強化と証券市場の構造改革がある。前者のうち、とりわけ不良債権問題については、この半年間で不良債権残高が目に見えて減少している。平成16年度における不良債権問題の終結に向けては、「金融再生プログラム」に基づく諸施策を強力に推進していくこと、これに尽きると考えている。

後者の証券市場の構造改革については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、平成15年度の税制改正において、証券税制の抜本的な見直しを行った。また、ディスクロージャーや公認会計士監査の充実・強化を図るなど、幅広い制度整備を行ってきたところである。今後とも、こうした制度整備を受けた税制の活用や販売経路の拡充等によって、個人投資家の証券市場への参入を是非促進していきたいと考えている。



二点目の財務局に密接に関係する「地域・中小企業金融の円滑化」問題については、以下の四点について、より一層積極的な取組みを行っていきたいと考えている。

第1に、これまで15年度中としていた「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の改訂作業のスケジュールを前倒して、年末には改訂の案を公表して、パブリックコメントに付したいと考えている。

第2に、中小企業金融の状況について、借り手の立場からみた実態認識を把握するために、財務局において、中小企業金融の実情に通じている管内の団体等との意見交換を行う場、仮称で「中小企業金融懇話会」を開催していただきたい。意見交換の結果については、本庁において金融検査マニュアルの改訂等に是非反映させたいと思っているほか、各金融機関の機能強化計画の実施状況のフォローアップ等の監督行政に活用することなどを考えている。

第3に、貸し渋り・貸し剥がしホットラインを補完するため、財務局・財務事務所において、商工会議所等の協力を得て、中小企業から見た金融機関に関する具体的な問題点の情報を収集する一種のモニタリング制度である「中小企業金融モニタリング」を実施していただきたい。得られた情報については、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報に準じた活用をしたいと考えている。

第4に、中小企業金融の円滑化については、金融庁として、様々な取組みを行ってきたところであるが、中小企業や金融機関に対して十分に浸透していないという指摘がある。このため、ホームページ等を活用した広報の充実や中小企業金融等をテーマとしたシンポジウムの開催などの取組みを引き続き進めたいと思う。各財務局においても各種取組みに対する広報の充実を是非お願いしたい。同時に、シンポジウムが開催される地域の財務局においては、的確な対応をお願いする。私自身、できるだけ頻繁に皆様の地域に出向きたいので、よろしくをお願いしたい。」というものでした。

竹中大臣及び当庁幹部と財務局長等との質疑・意見交換においては、財務局長等から、管内の地域金融機関から8月末に提出された「機能強化計画」の内容についての報告及び討議を行いました。なお、とりまとめ結果については、財務局長会議終了後、公表しました。

当庁各局による業務説明においては、各局における諸問題や活動状況について説明が行われ、その後、それに対する質疑・応答を行いました。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラム」についての広報活動

- 9月24日(水)に北海道帯広市において開催された、北海道中小企業家同友会の例会において、「今後の金融情勢の変化とリレーションシップバンキング～企業と金融機関の共存共栄を目指して～」をテーマに講演を実施しました。
- 中小企業経営者を中心に45名の参加があり、講演後の意見交換では、「中小企業経営者の意欲を湧かせる施策にしてほしい」等の活発な意見が出ていました。



10年目を迎えた保険監督者国際機構（IAIS）

ーシンガポール総会を終えてー

金融庁総務企画局国際課企画官

天谷 知子

去る10月1～3日シンガポールにおいて、保険監督者国際機構（IAIS）第10回年次総会及びコンファレンスが開催された。今回合は、世界70カ国・地域以上から400名近くの保険監督者・関係者の参加をえて、過去最大規模のものとなった。日本からは、IAISメンバーである金融庁より細見参事官、筆者が出席、また、IAISオブザーバーである生命保険協会、日本損害保険協会などの業界関係者も出席している。以下、IAISの現状について、今総会の模様を中心にご紹介したい。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

1. IAISとはどのような組織か

今総会について紹介する前に、IAISとはどのような組織か簡単に触れておこう。

(1) 概要

IAIS - International Association of Insurance Supervisors - は、①保険監督者間の協定の促進、②国際保険監督基準の策定、③加盟国・地域（特に新興市場国・地域）における監督基準に則った保険制度確立の支援、④他の金融分野の監督機関との連携を目的とした保険監督者の組織として1994年に設立された。現在、100以上の国・地域の保険監督当局がメンバーとして、約70の保険会社・業界団体等がオブザーバーとして加盟している。

事務局は、バーゼル（スイス）におかれ、河合美宏事務局長以下計8名のスタッフで運営されている。主要な意思決定機関は、執行委員会（議長：アギレラ メキシコ保険委員会議長）であり、15の国・地域がメンバーとなっている（我が国は、1998年より同委員会のメンバー）。また、執行委員会のもとに専門委員会（議長：カープ オーストラリア金融規制機構・上級部長）が設けられ、主として監督基準の策定を担当している。

「成人を迎えたIAIS」

IAISは、金融市場のグローバル化の進展の下、世界の保険監督者が集い討議する場を創設する機運がNAIC (National Association of Insurance Commissioners: 全米保険監督官協会) 会合において高まったことを背景に設立され、1994年第1回総会が米国ボルチモアで開催された。1970年代に誕生している他の金融監督者の国際機構に比べ、IAISは大幅に若い機構といえる。ちなみに設立時のメンバーは74カ国、我が国は設立当初からのメンバーである。

その後、メンバーの拡大、組織の充実を続け、1998年にはバーゼルへの事務局の設置、1999年にはオブザーバー制度の導入が行われている。この頃には、参加国・地域数も100に達し、ほぼ現在の形の組織となっていると言える。

今回の総会では、本文中の監督基準のほかに、「中期行動計画」を採択している。これは、それまでの急速な組織と活動分野の拡大を踏まえて、優先すべき活動、目標、財政基盤を再検討したものである。10年目を迎えたIAISは成人としての第一歩を踏み出した。



(2) 活動内容 (その1) 監督基準策定

I A I Sの主要な活動は、国際的な保険監督基準の策定である。保険監督全般にわたる基本原則である「保険コア・プリンシプル (保険監督基本原則)」をはじめとして、現在までに22の基準・指針等の文書が採択されている (採択済の文書については、金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/inter/inter.html> 及びI A I Sホームページ <http://www.iaisweb.org/>参照)。既に述べたように、監督基準の策定は専門委員会において行われているが、各基準の策定にあたっては、小委員会、タスクフォース等と呼ばれる少人数のグループを設けて実質的な作業を行うのが通例である。

国際的な保険監督基準の策定の背景には、保険業務の国際的な展開の拡大があるが、一方で、同じ「保険」と言っても、各国によってその内容は大きく異なるのも事実である。各国の保険市場の多様性はそのまま、各国の監督当局の悩み、アプローチの違いとなる。国際的な基準の策定作業には、このような多様性を相互に理解し、共通点・相違点を見出すプロセスが欠かせない。

「働かざるもの言うべからず」

I A I Sは保険監督者間の協調の促進を目的としており、会合における議論も、「協議」「交渉」というより、「協働作業」という色彩が濃いことが多い。この傾向は、小委員会等において特に顕著である。メンバーはそれぞれ、議論の材料となる資料を提供したり、原案を執筆したり、論点整理を提示したり、といったことを行い、意見を交換し、ともに知恵を絞り、作業を進めていく。この作業をなおざりにしておきながら、自分の国の立場だけは主張しようとする人も皆無ではないが、これを見ると、良くて丁重に無視され、悪くすると「あいつを崖から突き落とせ」と噂されるようになる。

(3) 活動内容 (その2) 新興市場国・地域支援

I A I Sのメンバーの多くは、新興市場国・地域である。これらの国・地域における監督基準に則った保険監督の確立のための支援も、I A I Sの活動の柱の一つとなっている。具体的には、研修教材の作成、セミナーへの講師の派遣・紹介、地域セミナーの共催といった活動を行っている。保険監督のための技術支援を行っている機関はI A I Sの他にもあり、I A I Sでは、他の機関と連携することにより、効果的な支援を行うことを目指している。例えば、今回の総会で採択された新コア・プリンシプルについては、世銀がその紹介ビデオの作成中である。これは、世銀の企画として行われているが、出演者については、I A I Sメンバーの有志の協力で行われ、今回シンガポールにおいても収録が行われた。

「新興市場向けの顔」

I A I Sによる新興市場向けプロジェクト及びプログラムの策定、実施を促進するため、日本からODAの資金を拠出している。I A I Sでは、この資金を活用し、日本人専門家1名を採用している。専門家は、各国でのプロジェクトの調整にあたりとともに、自身も講師としてセミナーに参加するなど、事務局において新興市場国・地域支援活動の中心的役割をはたしており、いわば新興市場向けのI A I Sの顔となっている。

2. シンガポール総会と今後への取り組み

シンガポール総会においては、基準策定に関する5文書が採択された。ここでは、採択された文書の概略と関連する今後の取り組みについて簡単に説明することとしたい。

(1) 「保険コア・プリンシプル (保険監督基本原則)」の改定

保険コア・プリンシプルは、保険規制・監督全般にわたる基本原則であり、IMFによる金融セ



クター評価プログラム（F S A P）における評価基準としても利用されている。従来の保険コア・プリンシプルは1997年に採択され、2000年に改定されたものであるが、今回これを全面的に改定、内容を整理、拡大、充実させた。主な変更点としては、リスク管理、ディスクロージャー、マネー・ロンダリングなどの項目が新たに設けられたこと、再保険会社についても元受保険会社同様監督対象とすることが明記されたことがあげられる。

本原則は、原則本文、解説、評価基準からなっており、各監督当局が、自らの業務をこれに照らして評価することにより、その弱点を特定し改善するために利用することを目的としている。そこで、来年には、新原則を利用して、各 I A I S メンバーによる自己評価を行うことを予定している。

（2）「再保険会社の監督に関する基準」

再保険会社の監督に関しては、昨年10月に開催された年次総会において、再保険会社も元受保険会社と同等の免許、検査、制裁等の規制・監督下におくべきことなどを内容とする「再保険会社の監督のための必要最低限の原則」を採択した。今総会で採択した「再保険会社の監督に関する基準」では、将来的に国際的な再保険会社を母国監督者の責任で監督する体制とすることを提案し、そのための監督基準を記している。

日本では、再保険会社についても元受保険会社同様に保険業法による規制・監督に服しているが、諸外国においては、再保険会社が監督対象とされていない国も多い。一方、再保険取引は国際的に行われることが多く、世界の主要再保険会社は広く各国の保険会社と取引を行っている。こうしたことから、再保険は、I A I Sにおいて重点がおかれている分野の一つである。

（3）ソルベンシー評価（自己資本規制）

今総会では、ソルベンシー評価に関連して、「保険会社によるストレス・テストに関する指針」「ソルベンシーと当局の措置に関する指針」「監督の一部としてのアクチュアリーへの活用に関する指針」の3文書を採択している。

現在、ソルベンシー評価に関する各国の制度は、その基本的な枠組みさえも大きく異なっている。すなわち、日本のソルベンシーマージン比率は、一定の方式にしたがい保険会社の抱えるリスクを測定し、その値と、損失を吸収するバッファーとなるソルベンシーマージンの値を比較するという「リスク・ベース」の手法をとっており、これは、米国等と似た枠組みであるが、一方欧州では、保険関連の準備金の数値と自己資本等の額を比較するとの方式が利用されている。I A I Sにおいては、国際的に整合性のあるリスク・ベースのソルベンシー評価の枠組み作りを目指して作業を行っており、昨年の総会において、「保険会社の資本とソルベンシーに関する原則」を採択している。今総会において採択された3指針はこの原則の内容を具体化させたものである。今後、さらに、「適格自己資本の形態」「所要自己資本」等についての文書の作成を進めることとしている。

3. おわりに

「成人を迎えた I A I S」でもふれているように、I A I Sは設立10年目を迎え、その基盤を固めて活動のさらなる充実に向けて動き出した。保険監督をめぐる国際的な構図をみると、アングロ・サクソン系諸国の保険監督当局間では国境を越えた人材の移動が活発に行われており、また、ヨーロッパではEUを軸とした規制・監督の統合が進んでいる。日本は「気がついたら知らないところで世界の流れができていた」となる危険と隣り合わせといっても過言ではない。I A I Sを日本にとって国際的な流れを作る側に立って貢献できる有効な場としてとらえ、今後ともこれに積極的に参加していきたい。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**証券取引等監視委員会**」です。

今から 11 年ほど前、平成 4 年に、当時のいわゆる証券不祥事を契機として、証券市場において業者の**監督とは独立して市場の公正性の監視を行う機関**を設けるべきという考え方のもと、証券取引等監視委員会が発足しました。

こうした設立の経緯からもわかるとおり、監視委員会の使命は**証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持**するための中核的な役割を果たすことであるとされています。

法令上、「監視」という言葉は物理的に見張る、単に眼を光らせること、つまり資料、情報を収集して分析に努めるといった意味で用いられることが多いようですが、監視委員会における「監視」という言葉は、後に述べる犯則事件の調査や証券会社等への立入検査といった行政権限の行使を包括する概念として使われています。

また、上で「証券取引及び金融先物取引」と述べましたが、証券取引等監視委員会という名前の中で時に忘れられがちな「等」という言葉は、金融先物取引のことを表しているのです。

証券取引等監視委員会という長い名前は、このように深い意味を持った名前なのです。

さて、近年、我が国経済の再生・発展のためには、銀行を中心とした間接金融に加えて、企業の資金調達である証券市場がより発展することが必要だと言われています。

そして、そうした証券市場の発展のためには、とりわけ個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとの議論が盛んに行われており、そのためには、個人投資家が安心して証券市場に参加できるよう、個々の**取引の公正性が十分に確保**されていることが必要となります。

こうした中、証券市場に対する投資者の信頼を保持するという監視委員会の責務は、これまでも増して重要なものとなっています。

現在、監視委員会は、平成 13 年 7 月に就任した高橋委員長のもと、証券市場に対する個人投資家の信頼がまだまだ低いとの現状分析を行い、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とし、与えられた使命の遂行にあたっています。

具体的には、① 悪質な証券会社などの徹底摘発、② 市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃、③ 監視委員会のプレゼンスの向上という 3 つの目標に全力を挙げて取り組んでいるところです。

組 織

監視委員会は、**内閣府設置法第 54 条**に基づき、委員長及び委員 2 名で構成される**合議制の機関**として金融庁に置かれています。

委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て**内閣総理大臣により任命**され、**独立してその職権を行使**します。

委員長及び委員の任期は 3 年であり、再任されることができます。

また、原則として、在任中、その意に反して罷免されることはありません。

監視委員会には、その事務を処理するために、総務検査課と特別調査課の 2 課から成る事務局が置かれています。

また、地方の財務局等に、主として地方の証券会社に対する検査等を担当する職員が配置されています。



これらを合計した職員数（平成 15 年度末定員）は 415 名となっています。

監視委員会の具体的な活動内容

(1) 犯則事件の調査・告発

公正・公平な証券市場を維持していくためには、**ルールの違反者に対して厳正なペナルティを課す**ことにより、市場が適切に運営されているという**投資者の信頼感を醸成**することが重要です。

監視委員会は、有価証券報告書の虚偽記載や損失補てん、相場操縦、インサイダー取引等、証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、**告発によって刑事訴追を求める**ために犯則事件の調査を行っています。

この犯則事件の調査権限は、監視委員会職員の固有の権限として証券取引法等に規定されたものであり、監視委員会の職員は、必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して質問・検査・領置等の任意調査を行うほか、裁判官が発行する許可状により臨検・捜索・差押えといった**強制調査**をすることができることとなっています。

こうした強制調査の権限は米国 SEC も持っていません。

監視委員会は、こうした調査を積み重ねた結果、証券取引法等違反の心証を得たときは、検察官に告発を行うこととなっています。

(2) 証券会社等の検査

監視委員会は、証券会社や証券業の登録を行った金融機関等といった市場参加者が**取引の公正を確保するための規定を遵守しているかどうかを監視**するため、臨店したり資料を要求したりして検査を行っています。

検査の範囲は政令により定められており、例えば、証券会社については、証券会社とその従業員などの禁止行為（取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等）、損失保証・損失補てんの禁止等についての規定に関するものを検査することとされています。

(3) 日々の市場監視

監視委員会は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求めたり、資料を提出させたりして、**日常的に市場動向の監視**を行っています。

具体的には、① 株価が急騰・急落した銘柄、② 株価が長期間固定している銘柄、③ 対当売買執行前後の株価動向、④ 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄、⑤ インターネットやダイヤル Q2 等の情報、⑥ 一般から寄せられる様々な情報等に着目し、報告や資料に基づいて詳細な分析を行います。

日常的な市場動向の監視にあたっては、(イ) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか、(ロ) それらの取引の中に証券取引法等の法令に触れる疑いのあるものはなかったか、(ハ) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか等を重要なポイントとしています。

こうした監視活動は、直接的・間接的に**不公正な取引を未然に防止するための抑止力**としても働くものと考えています。

(4) 検査等の結果に基づく勧告

監視委員会は、**検査や犯則事件の調査の結果**、証券会社等について問題点が把握された場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、証券取引等の公正を確保するため、証券会社等への**行政処分等を行うよう勧告**することができます。

具体的には、証券会社等の法令違反が把握された場合に行政処分を行うことを求める勧告や、証券会社の従業員等が行った法令違反行為に対して、日本証券業協会や証券取引所等の自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分を行わせることを求める勧告等があります。



(5) 検査等の結果に基づく建議

監視委員会は、**検査や犯則事件の調査の結果**、必要があるときは、証券取引等の**公正を確保するために必要と認められる施策**について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して**建議**することができます。

建議は、検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っています。

自主規制機関との関係

証券業協会や証券取引所等の自主規制機関も、証券会社に対する監査及び考査や日々の取引状況の監視等を行っており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視において、**緊密な情報交換**を行っています。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査等の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは自主規制機関が自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて検査を行うことができます。

情報提供窓口

監視委員会に対する問い合わせや情報提供等は、郵送、電話、FAX、インターネットにより受け付けております。

郵 送 先: 証券取引等監視委員会

〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

代表電話: 03-3506-6000

情報受付:

情報処理係

内線 3091、3093

直通: 03-3581-9909

F A X: 03-5251-2136

インターネット Web ページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

(情報受付)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

※ 監視委員会について、詳しくは、監視委員会の [Web ページ](#) にアクセスしてください。

※ この他、具体的な検査の実施状況等については、「証券取引等監視委員会の活動状況」において公表しております。

※ 「証券取引等監視委員会の活動状況」は、監視委員会の [Web ページ](#) への掲載、閲覧窓口での閲覧のほか、国立印刷局から書籍として市販されています。



【お知らせ】

○ 金融庁ホームページに副教材「インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き」を掲載

10月7日、学校における金融教育の一層の推進を図るために開発してきた副教材「[インターネットで学ぼうわたしたちの生活と金融の働き](http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html) (<http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>)」をホームページに掲載しました。

この副教材の開発は、平成14年8月6日に金融庁が公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、投資知識の普及・情報の提供につき、「教材の開発等を通じた教員の支援や文部科学省への要請を通じて、学校における金融・証券教育の一層の推進を図る。」とされていたことに伴う措置です。

金融庁では、金融教育が喫緊の課題であると考えていることから、ホームページを通じた金融・証券・保険関係の情報提供を充実するほか、文部科学省に対して金融教育への協力の要請を行い連携を進めてきています。

さらに、投資教育の推進に向けた会議を開催するなど、引き続き、金融教育の一層の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○ 「金融庁の1年（平成14事務年度版）」を発刊

「金融庁の1年（平成14事務年度版）」は、昨年発刊した「金融庁の1年（平成13事務年度版）」と同様に、当庁の1年間の活動状況を広く紹介するため、取りまとめたものです。

発足後三年目にあたる平成14事務年度においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（14年6月）、「改革加速のための総合対応策」（14年10月）等を踏まえ、不良債権問題の正常化や証券市場の構造改革といった施策に積極的に取り組んできました。特に、現下の最重要課題である不良債権問題については、16年度までに不良債権問題を終結させるための包括的なプログラムである「金融再生プログラム」を10月に策定し、これに基づく施策を逐次実施に移してきたところです。

このような14事務年度における様々な取組みについて、本編を5部構成（金融庁の組織及び行政運営、金融に関する制度の企画及び立案、金融監督等、金融検査、国際関係の動き）でまとめ、本編に関連する資料も多く添付しているところです。

本誌の発行により、制度の企画立案・検査・監督・監視の各般にわたる金融行政に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の増進につながることを期待しています。

※ 本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融庁の1年」の公表について](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【9月の主な報道発表等】

- 1日(月) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の一部改正
- 3日(水) [アクセス](#) ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の公表（パブリック・コメント）
- 5日(金) [アクセス](#) ・ 証券取引所に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（仮称）（案）の公表（パブリック・コメント）
- 9日(火) [アクセス](#) ・ 主要行における自己査定と検査結果との格差
・ 第22回金融トラブル連絡調整協議会開催
- 10日(水) [アクセス](#) ・ 第21回金融トラブル連絡調整協議会議事要旨（6/24開催分）
- 11日(木) [アクセス](#) ・ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）及び事務ガイドライン（案）に対するパブリック・コメント結果
[アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その21）」の発出
- 12日(金) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」）の一部改正
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正（ヤミ金融業者等による不正な預金口座の利用をなくすために）
[アクセス](#) ・ 北陸労働金庫に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 四国労働金庫に対する行政処分
- 18日(木) [アクセス](#) ・ 「金融庁の1年（平成14事務年度版）」公表
・ 企業会計審議会第一部会開催
- 19日(金) [アクセス](#) ・ 「経営健全化計画の見直し」公表
- 24日(水) [アクセス](#) ・ 株式会社北陸銀行に対する銀行持株会社（株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ）の設立認可
[アクセス](#) ・ 株式会社北陸銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定
- 25日(木) ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 30日(火) [アクセス](#) ・ 証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）および事務ガイドライン（案）の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 「IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会による「信用格付機関の活動に関する原則」「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」の公表
・ 公認会計士審査会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

